

高病原性鳥インフルエンザ等 防疫対応マニュアル

制定 平成 16 年（2004 年）12 月

最終改正 令和 8 年（2026 年）1 月

（令和 8 年 4 月県組織改編に伴う対策会議設置要綱の一部改正 反映版）

滋賀県特定家畜伝染病対策会議

目次

第Ⅰ章	はじめに	
第1	高病原性鳥インフルエンザとは	2
第2	目的および防疫対応方針	4
第3	用語の解説	5
第Ⅱ章	総則	
第1	県の組織体制	
1	滋賀県特定家畜伝染病対策会議設置要綱、体制図【平常時】	10
2	滋賀県特定家畜伝染病対策本部設置要綱、体制図【発生時】	15
第2	地域の組織体制	
1	地域特定家畜伝染病対策会議設置要綱(準則)【平常時】	24
2	現地および地域特定家畜伝染病対策本部設置要綱(準則)【発生時】	27
第3	防疫作業従事者の動員方針	33
第Ⅲ章	防疫対応	
第1	防疫対応の概要	
1	危機レベル別対応総括表(高病原性鳥インフルエンザ等)	39
2	連絡網	40
3	高病原性鳥インフルエンザ防疫対応スケジュール	42
4	各機関の役割分担	43
5	防疫対応タイムライン例	45
6	防疫作業の体制	46
第2	実務・作業マニュアル	
1	県内家きんで発生した場合の対応	
第1	ステージ	53
第2～4	ステージ	
県対策本部		56
現地対策本部		82
地域対策本部		95
市町		99
2	県内野鳥等で発生した場合の対応	102
3	隣接府県で発生した場合の対応	104
参考資料1	発生農場等の消毒	112
参考資料2	制限区域等内の小規模家きん飼養者への対応	115
様式		119

- 【別冊 1】 防護具着脱手順
- 【別冊 2】 救護対応マニュアル
- 【別冊 3】 テント基地・集合場所の運営
- 【別冊 4】 消毒ポイント
- 【別冊 5】 通行の制限または遮断
- 【別冊 6】 死体等の処理
- 【別冊 7】 防疫資材の調達・管理
- 【別冊 8】 防疫作業従事者の手引き

《 参考 》

- 第 1 高病原性鳥インフルエンザ発生時対応基本マニュアル

[全庁ライブラリー100 庁内共通ファイル（組織別）—06 健康医療福祉部
—危機対応計画・マニュアル—感染症対策課](#)

- 第 2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

[全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—05 琵琶湖環境部—自然環境保全課](#)

- 第 3 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病
防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日公表）

[全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—防疫指針・国マニュアル—特定家畜伝染病防疫指針](#)

- 第 4 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル

（平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）

[全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—防疫指針・国マニュアル—農林水産省マニュアル](#)

- 第 5 高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された排せつ物等の処理に関する防疫
作業マニュアル（平成 24 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）

[全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—防疫指針・国マニュアル—農林水産省マニュアル](#)

《 参考動画 》

- 第 1 防護服着脱手順動画

- 第 2 殺処分手順動画

- 第 3 車両消毒ビデオ

[全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—防疫作業に関する動画集](#)

第 I 章 はじめに

第1 高病原性鳥インフルエンザとは

1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病

(3) 鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病

2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、

(1) 養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、

(2) 国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、

(3) 国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。

5 また、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスへの人の感染及び死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活

性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、今後も我が国に本病が侵入する可能性は高い。

(以上、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）」より)

国内では令和2年シーズン以降、毎年本病の発生が確認され、令和4年シーズンは過去最大となる26道県84事例の発生により約1,770万羽が殺処分された。本県においては、令和2年12月に1事例、令和5年1月に2事例の発生があり、防疫措置を実施した。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者と行政機関および関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

第2 目的および防疫対応方針

1 目的

当マニュアルは、県内や隣接府県で高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザが発生もしくは農場における簡易検査や調査の結果、本病の可能性が否定できない場合等、発生の可能性がある場合、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施し、県民の健康と生命および安全を確保することを目的として作成する。

2 防疫対応方針

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期発見および早期通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

このため、家きんの所有者、行政機関および関係団体は、次の役割分担のもと、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。また、万一の発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止および早期終息を図る。

- (1) 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることから、家きんの健康観察と記録、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守すること。
- (2) 県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、飼養衛生管理に係る指導を行い、発生予防を徹底する。また、発生時には、当マニュアルに基づく防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
- (3) 市町および関係団体は、県が行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備、また、発生時に県が行う防疫措置に協力する。

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの防疫対応は、家畜伝染病予防法、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日 農林水産大臣公表（一部変更：令和6年10月31日）」、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防およびまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和6年10月31日付け6消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知）」、および当マニュアルに基づき実施する。なお、当マニュアルは上記防疫指針および留意事項に基づき作成し、これらの改正および必要に応じ見直すこととする。

第3 用語の解説

➤ **家畜伝染病予防法（家伝法）**

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、また、そのまん延を防止すること等を目的として制定された法律。

➤ **感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）**

感染症の発生およびまん延の防止を図り、公衆衛生の向上と増進を図ることを目的として制定された法律。防疫作業従事者の健康調査は、この法律に基づき行われる。

➤ **対象家きん**

家伝法および政令で定める次の家きん「鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」。

➤ **防疫指針**

正式には「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）」。

家伝法に基づいて、重要な家畜伝染病に関して、発生時に具体的にどのような防疫措置を取るかを取りまとめた国の指針。

➤ **飼養衛生管理基準**

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関して守るべき、家伝法により定められた基準。

➤ **本病の患畜および疑似患畜**

防疫指針第5の2に規定のある項目に該当する家きんとして、農林水産省が判定した家きん。判定後に防疫措置が開始される。

➤ **高病原性鳥インフルエンザ等**

当マニュアル内では、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの両方を合わせて、「高病原性鳥インフルエンザ等」と表記。両者で異なる防疫対応を行う時のみ、「高病原性鳥インフルエンザの場合」や「低病原性鳥インフルエンザの場合」と記載。

➤ **家畜保健衛生所（家保）**

本病や口蹄疫等の家畜伝染病のまん延防止および発生時に、防疫の中心的役割を担う県の機関。

➤ **テント基地**

作業者が更衣し、また、防疫資材や飲用水等を保管するため、汚染ゾーンに隣接して一時的に設営する仮設テント基地。脱衣テントの他、防疫作業従事者の休憩用テント等を設置する。

➤ **集合場所**

防疫作業従事者が動員のために集合し、作業の班分け、健康調査等、防護服等の着衣および防疫作業説明を受ける場所（別冊8 防疫作業従事者の手引き参照）。

➤ **家畜防疫員**

家伝法に規定する事務に従事させるため、知事が任命する県職員の獣医師。防疫作業の中心を担う。

➤ **家畜防疫連絡調整員**

農政水産部長が指名する獣医師以外の職員。防疫措置現場において、連絡調整等円滑な防疫

作業の支援を行う。

➤ **現地応援隊**

農業技術振興センター職員等で構成し、特定家畜伝染病発生時に当該地域の現地対策本部の指揮下において、農場消毒、テント基地および集合場所の設営・運営、調整係の支援にあたる。

➤ **防疫統括責任者**

防疫措置現場に配置される県防疫対応班（家保）の家畜防疫員。防疫作業全体を統括し、状況に応じた迅速な判断により現地を指揮する。

➤ **防疫作業リーダー**

発生農場内の防疫作業進捗状況を把握し、他の家畜防疫員等に指示するために、発生農場内に配置される家畜防疫員。

➤ **集合場所リーダー**

集合場所全体の運営を統括し、状況に応じて迅速に判断、指揮するために集合場所に配置される現地対策本部の要員。

➤ **テント基地リーダー**

テント基地の各テントの運営を統括する現地対策本部の要員。

➤ **家きん飼養農場の規模（小規模・中規模・大規模）**

- ・ 小規模農場：対象家きんを100羽未満（エミュー、だちょうにあっては、10羽未満）飼養している農場
- ・ 中規模農場：対象家きんを100羽～10万羽未満（エミュー、だちょうにあっては、10羽～1万羽未満）飼養している農場
- ・ 大規模農場：対象家きんを10万羽以上（あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥にあっては、1万羽以上）飼養している農場

➤ **非商用農場**

家きん飼養羽数100羽未満（エミュー、だちょうにあっては、10羽未満）であって、疫学調査により生きた家きん等の出荷がないと確認された農場。

➤ **簡易検査**

迅速診断キットを用いたA型インフルエンザ抗原を検出する簡易な検査。

➤ **バイオセキュリティ**

ある地域または区域内への病原体の侵入および拡散を招く潜在的な経路を特定し、それらのリスクを低減するために適用されるリスク管理措置。

➤ **ゾーニング**

発生農場からのウイルス拡散を防止するための区域分け。

- ・ 汚染ゾーン：防疫作業を行う区域
- ・ グレーゾーン：汚染ゾーンを出入りする物品等の消毒、防疫作業従事者の消毒および防護具の着脱を行う区域
- ・ 清浄ゾーン：汚染ゾーンまたはグレーゾーン以外の区域

➤ **採卵鶏（レイヤー）**

鶏卵を生産するために飼養されている家きん。通常は、鶏舎内のケージの中で飼われ、年間で250～290個の卵を産み、成鶏での体重は1.7kg～2.0kg程度。

➤ **肉用鶏（ブロイラー）**

鶏肉を生産するために飼養されている家きん。通常は、7～8週間育ててから、食鳥処理場へ出荷される。7週間で出荷される場合の体重は2.3kg程度、8週間の場合は2.7kg程度。

➤ **種鶏**

採卵鶏や肉用鶏のヒナを生産するための親鳥。

➤ **ウインドウレス鶏舎**

窓（ウインドウ）のない鶏舎のこと。通常のウインドウレス鶏舎では、温度や光（照明）の管理、飼料や飲み水の管理等をコンピュータ制御で行っており、採卵（集卵）も自動化されている。また、採卵鶏のウインドウレス鶏舎の場合、多段型ケージが用いられていることが多い。

➤ **開放鶏舎**

鶏舎の内外を壁と窓、あるいはカーテンで仕切った鶏舎。

➤ **平飼い**

家きんが床面（地面）を自由に運動できるようにして飼育する方法。主に、肉用鶏と小規模の採卵鶏で平飼いされている。

➤ **GPセンター**

グレーディング・アンド・パッキングセンターの略。家きん卵の格付（選別）および包装を行う施設。

➤ **感染性廃棄物容器等の密閉容器（以下、密閉容器）**

医療廃棄物処理の専用容器。臭いや液漏れ等に対応した設計となっており、廃棄物収納後も高い段積みが可能で荷崩れしにくい。

➤ **ペール**

捕鳥した家きんを入れて運搬する大型のプラスチック容器。容器のフタには2か所の穴を開け、炭酸ガスによる殺処分作業に使用する。

➤ **フレコンバッグ**

フレキシブル・コンテナバッグの略。折りたたみ式の丈夫な袋で、殺処分した家きんや汚染物品等を入れる袋として使用。

➤ **コンパネ**

「コンクリートパネル」の略。コンクリートの型枠用に作られた合板。防疫作業の現場では、家きんの追い込みに使用。

➤ **フォークリフト**

荷物を運搬するための特殊車両で、パレットに積載した消石灰や家きんの死体を入れた密閉容器の運搬等に使用。

➤ **ホイールローダー**

バケットが付いた重機で、家きんの排泄物等の移動等に使用。

➤ **油圧ショベル**

埋却溝の掘削やフレコンバッグの吊り下げ等に用いる重機で、ユンボ、バックホー、パワーショベルと呼ばれることがある。

➤ **移動式焼却炉**

家畜の伝染病の予防およびまん延防止のため、主に家きんの死体および汚染物品（家きんの卵、飼料等）を焼却するための国所有の防疫資材。

➤ **Logo チャット**

自治体専用のビジネスチャットツール。

➤ **移動制限区域**

高病原性鳥インフルエンザの患畜または疑似患畜の発生が確認された農場を中心とし、半径 3 km (※) 以内について、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、家きんの排泄物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（適切に消毒されたものおよび農場以外から移動されるものを除く。）の移動を禁止する区域。

※ 低病原性鳥インフルエンザの場合は、半径 1 km とする。

➤ **搬出制限区域**

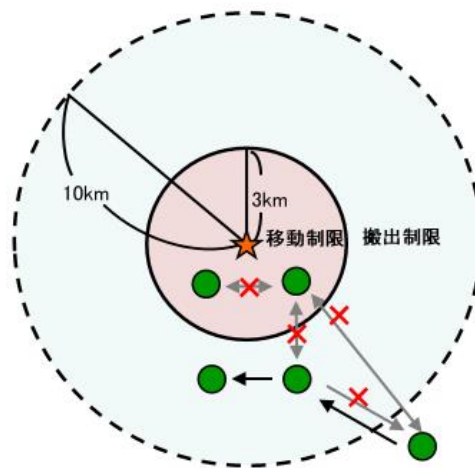
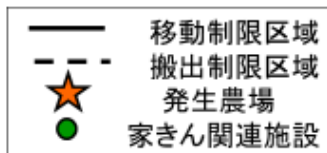
高病原性鳥インフルエンザの患畜または疑似患畜の発生が確認された農場を中心とし、半径 10 km (※) 以内の移動制限区域に外接する区域について、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、家きんの排泄物等、敷料、飼料家きん飼養器具（適切に消毒されたものおよび農場以外から移動されるものを除く。）の区域外への搬出を禁止する区域。

※ ※低病原性鳥インフルエンザの場合は、半径 5 km とする。

➤ **監視強化区域**

移動制限区域・搬出制限区域が解除された区域において、高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザの発生の監視を強化する区域。

<制限区域について>



第Ⅱ章 総則

第1 県の組織体制

滋賀県特定家畜伝染病対策会議設置要綱

【 平 常 時 】

(目的)

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）の発生に備え、関係機関が情報の共有化を図り、防疫対策等、県庁組織一体となり取り組む諸対策を円滑に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議は、滋賀県特定家畜伝染病対策会議（以下「県対策会議」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 県対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (4) 関係機関、団体との連絡調整
- (5) その他必要な事項

(構成)

第4条 県対策会議は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 県対策会議には議長を置く。
- 3 議長は、農政水産部を担任する副知事をもって充てる。
- 4 議長は、県対策会議を代表し、会議を総括する。

(会議)

第5条 県対策会議は、議長が招集し会議を進行する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 県対策会議の事務を補助するため、県対策会議に幹事会を置き、議長の指示を受けて事務局長が招集し幹事会を進行する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって充て、同表右欄に掲げる事務を所掌する。
- 3 事務局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(地域特定家畜伝染病対策会議)

第7条 地域防災危機管理監は、県対策会議、管轄区域内の関係機関および市町との情報の共有化を図り、発生に備えた諸対策を円滑に推進するため地域特定家畜伝染病対策会議を設置する。ただし、直轄地域については県対策会議が行うものとする。

- 2 地域特定家畜伝染病対策会議の設置に必要な事項は、地域防災危機管理監の定めるところによる。

(事務局)

第8条 県対策会議の事務を処理するため、農政水産部および知事公室防災危機管理局に事務局を置く。

2 事務局長は、農政水産部の次長の職にある者をもって充てる。

3 事務局の庶務は、農政水産部畜産課および知事公室防災危機管理局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

2 滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策会議設置要綱および滋賀県口蹄疫対策会議設置要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (県対策会議：第 4 条関係)

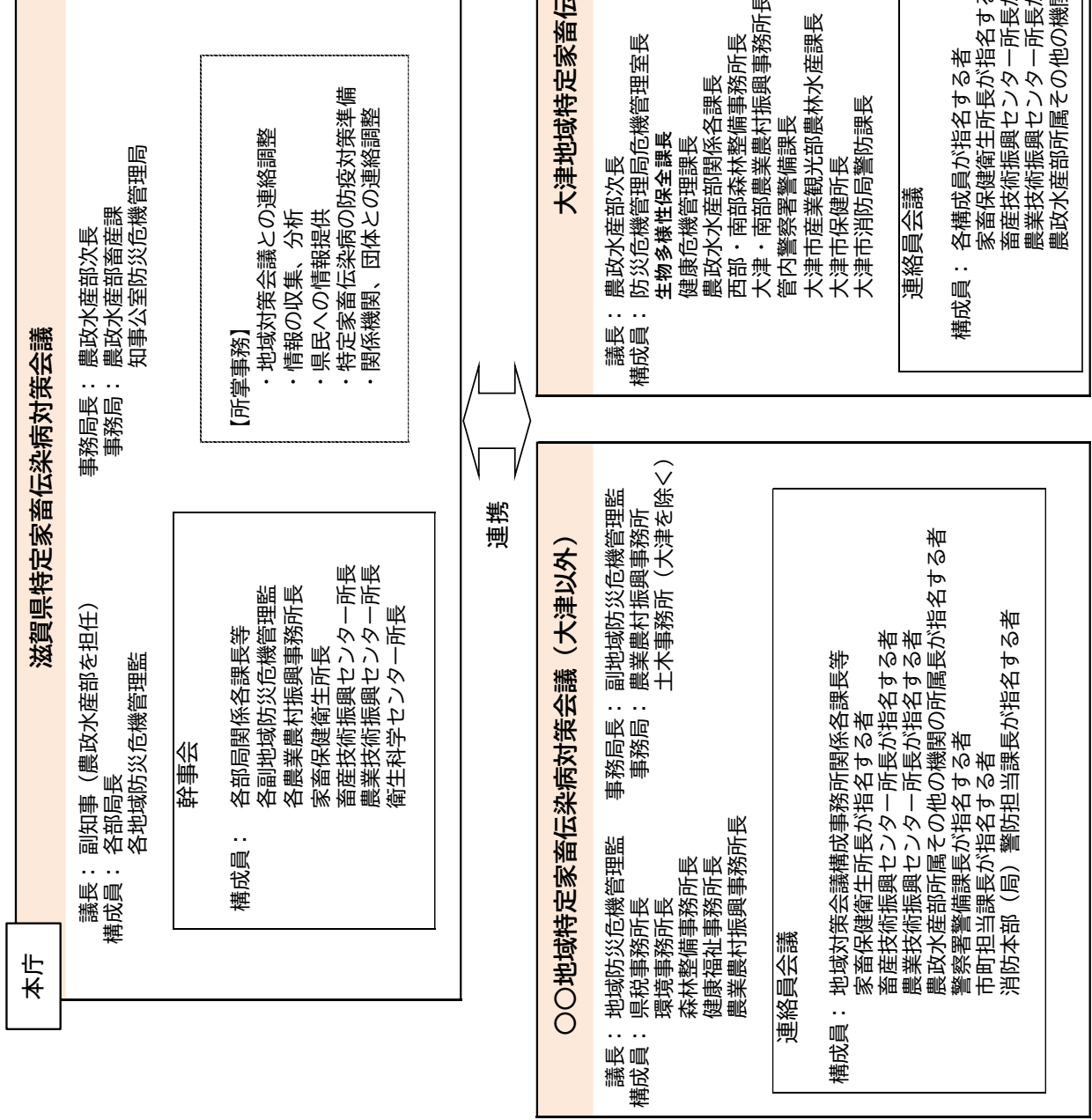
議長	農政水産部を担任する副知事
構成員	知事公室長 防災危機管理監 総合企画部長 総務部長 観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長 交通まちづくり部長 会計管理者 地域防災危機管理監 企業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長

別表 2 (幹事会：第 6 条関係)

幹事会構成員		所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関する事
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関する事
総務部	人事課長	部内の連絡調整に関する事
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関する事
総合企画部	企画調整課長	部内の連絡調整に関する事
観光文化スポーツ部	観光政策局副局長	部内の連絡調整に関する事
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内の連絡調整に関する事
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関する事
	生物多様性保全課長	野鳥等に関する事
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内の連絡調整に関する事
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関する事
	健康危機管理課長	人への感染対策に関する事

	薬務課長	抗インフルエンザウイルス薬に関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長	部内の連絡調整に関すること
	子育て支援課長	保育所に関すること
商工労働部	商工政策課長	部内の連絡調整に関すること
農政水産部	農政課長	部内の連絡調整に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
県土整備部	監理課長	部内の連絡調整に関すること
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課	部内の連絡調整に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
衛生科学センター所長		人の検査に関すること
農業農村振興事務所長		地域における防疫対応に関すること
家畜保健衛生所長		家畜の検査および防疫対応に関すること
畜産技術振興センター所長		家畜の防疫支援に関すること
農業技術振興センター所長		防疫対応の支援に関すること
副地域防災危機管理監		地域における危機管理全般に対する総合調整に関すること
企業庁	経営課長	水道事業に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
	高校教育課長	公立高校に関すること
	幼小中教育課長	公立幼稚園、小中学校に関すること
	特別支援教育課長	公立特別支援学校に関すること
	保健体育課長	学校保健、学校給食に関すること
警察本部	警備課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部畜産課	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管理局	本部員会議等の運営に関すること

滋賀県特定家畜伝染病対策会議体制図 【平常時】



【所掌事務】

- ・県対策会議との連絡調整
- ・関係機関、団体との連絡調整
- ・情報の収集、分析
- ・地域住民への情報提供
- ・特定家畜伝染病の防疫対応準備

滋賀県特定家畜伝染病対策本部設置要綱

【 発 生 時 】

(目的)

第1条 県内で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）が発生または発生の可能性がある場合、情報の共有化を図り、県民の健康と生命および安全を確保するため、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この本部は、滋賀県特定家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）と称する。

(構成)

第3条 県対策本部は、別表1に掲げる本部員をもって構成する。

- 2 県対策本部には本部長および副本部長を置く。
- 3 本部長は知事をもって充てる。
- 4 本部長は、県対策本部の事務を統括し、指揮監督する。
- 5 副本部長は、農政水産部を担任する副知事をもって充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(所掌事務)

第4条 県対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 国、他都道府県との連絡調整に関する事項
- (2) 情報の収集、分析に関する事項
- (3) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (4) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (5) 人の健康管理に関する事
- (6) 野生動物に関する事
- (7) その他、必要な事項

(会議)

第5条 県対策本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は本部長が招集し主宰する。
- 4 本部長は、必要があるときは会議に本部員以外の者の出席を要請することができる。

(幹事会)

第6条 県対策本部の事務を補助するため、県対策本部に幹事会を置き、本部長の指示を受けて事務局長が招集し、幹事会を進行する。

- 2 幹事会は、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の場合は別表2、高病原性鳥インフルエンザ等以外（以下「口蹄疫等」という。）の場合は別表3に掲げる構成員をもって充て、同表右欄に掲げる事務を所掌する。

- 3 事務局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(班の設置)

第7条 県対策本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表4左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。

- 2 県対策本部長は、口蹄疫等の具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表5左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。

(現地および地域対策本部)

第8条 県対策本部長は、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域防災危機管理監に対し次に掲げる対策本部の設置を指示する。ただし、直轄地域については県対策本部が行うものとする。

- (1) 発生または発生の可能性がある市町を管轄する地域防災危機管理監に対し現地特定家畜伝染病対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を指示する。
 - (2) 現地対策本部が設置された地域以外を管轄する地域防災危機管理監に対し地域特定家畜伝染病対策本部（以下「地域対策本部」という。）の設置を指示する。
- 2 現地対策本部および地域対策本部の設置に必要な事項は、地域防災危機管理監の定めるところによる。

(事務局)

第9条 県対策本部の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長および事務局次長を置く。
- 3 事務局長は農政水産部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局次長は知事公室防災危機管理局危機管理室長の職にある者をもって充てる。
- 5 事務局の庶務は、農政水産部および知事公室防災危機管理局の職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要綱および滋賀県口蹄疫対策本部設置要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（県対策本部：第3条関係）

職名	充当職等
本部長	知事
副本部長	農政水産部を担任する副知事
本部員	知事公室長 防災危機管理監 総務部長 総合企画部長 観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長 交通まちづくり部長 会計管理者 地域防災危機管理監 企業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長

別表2 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（幹事会：第6条関係）

管轄部局	構成員	所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
観光文化スポーツ部	観光政策局副局長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	生物多様性保全課長	野鳥等に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関すること
	健康危機管理課長	人への感染対策に関すること
	薬務課長	抗インフルエンザウイルス薬に関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	子育て支援課長	保育所に関すること
商工労働部	商工政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
農政水産部	農政課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
県土整備部	監理課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
衛生科学センター所長		人の検査に関すること
副地域防災危機管理監		現地対策本部または地域対策本部に関すること
企業庁	経営課長	水道事業に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
	高校教育課長	公立高校に関すること
	幼小中教育課長	公立幼稚園、小中学校に関すること
	特別支援教育課長	公立特別支援学校に関すること
	保健体育課長	学校保健、学校給食に関すること
警察本部	警備課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管理局	本部員会議等の運営に関すること

別表3 口蹄疫等の場合（幹事会：第6条関係）

管轄部局	構成員	所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
観光文化スポーツ部	観光政策局副局長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	生物多様性保全課長	野生動物に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
子ども若者部	子ども若者政策・私学 振興課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
商工労働部	商工政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
農政水産部	農政課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
県土整備部	監理課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
交通まちづくり部	交通まちづくり政策 課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
副地域防災危機管理監		現地対策本部または地域対策本部に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
警察本部	警備課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管 理局	本部員会議等の運営に関すること

別表4 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（班の設置：第7条関係）

班名 (班長)	係	所掌事務	担当
防疫総括班 (農政水産部長)	総務係	防疫総括班の総括 防疫措置の全体調整 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整	畜産課・農政課
	情報係	発生状況、防疫対応状況等の情報収集 対策本部に関する広報資料の統括	
	庶務係	手当金、負担金に関すること 物品購入等に係る経理 発生に伴う経営安定に関すること	
	資材管理係	防疫資材の手配調整 協力要請団体との連絡調整	
	動員調整係	動員計画の調整 県外派遣者等に係る調整	
防疫対応班 (家畜保健衛生所長)	総務係	防疫対応班の総括 防疫総括班、現地対策本部との連絡調整	家畜保健衛生所・畜産技術振興センター
	発生地係	発生農場における防疫対応、疫学調査	
	集合場所係	集合場所での連絡調整、防疫作業指導	
	原因究明係	国の調査チーム対応 異常家さん、防疫作業等の記録・撮影	
	焼埋却係	焼埋却地に係る防疫対応	
	評価係	処分家さん等、移動制限等に係る損失評価	
	疫学調査係	疫学関連家さんの調査	
	移動規制係	制限区域内の畜産農家等への指導 発生状況調査、制限の対象外に係る調査等	
病性鑑定係	異常家さんの検査、その他病性鑑定		
総務調整班 (防災危機管理監)	総務係	各部局、現地および地域対策本部との連絡調整 消防支援業務の連絡調整に関すること 自衛隊派遣要請に関すること	防災危機管理局危機管理室
	広報係	広報等に関すること	広報課
保健班 (健康医療福祉部長)	精神保健係	畜産農家等に対するこころのケアに関する こと	障害福祉課
	感染対策係	人への感染対策および検査に関する こと	健康危機管理課 衛生科学センター
		抗インフルエンザウイルス薬に関する こと	薬務課
食の安全係	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関する こと	生活衛生課	
野鳥対応班 (琵琶湖環境部長)		野鳥等に関する こと	生物多様性保全課

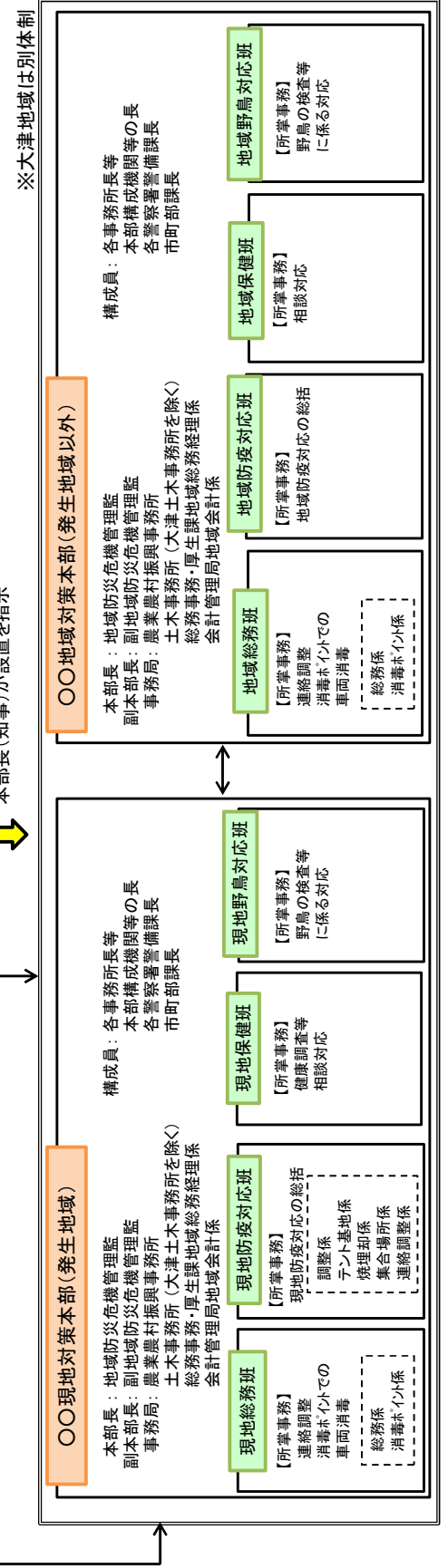
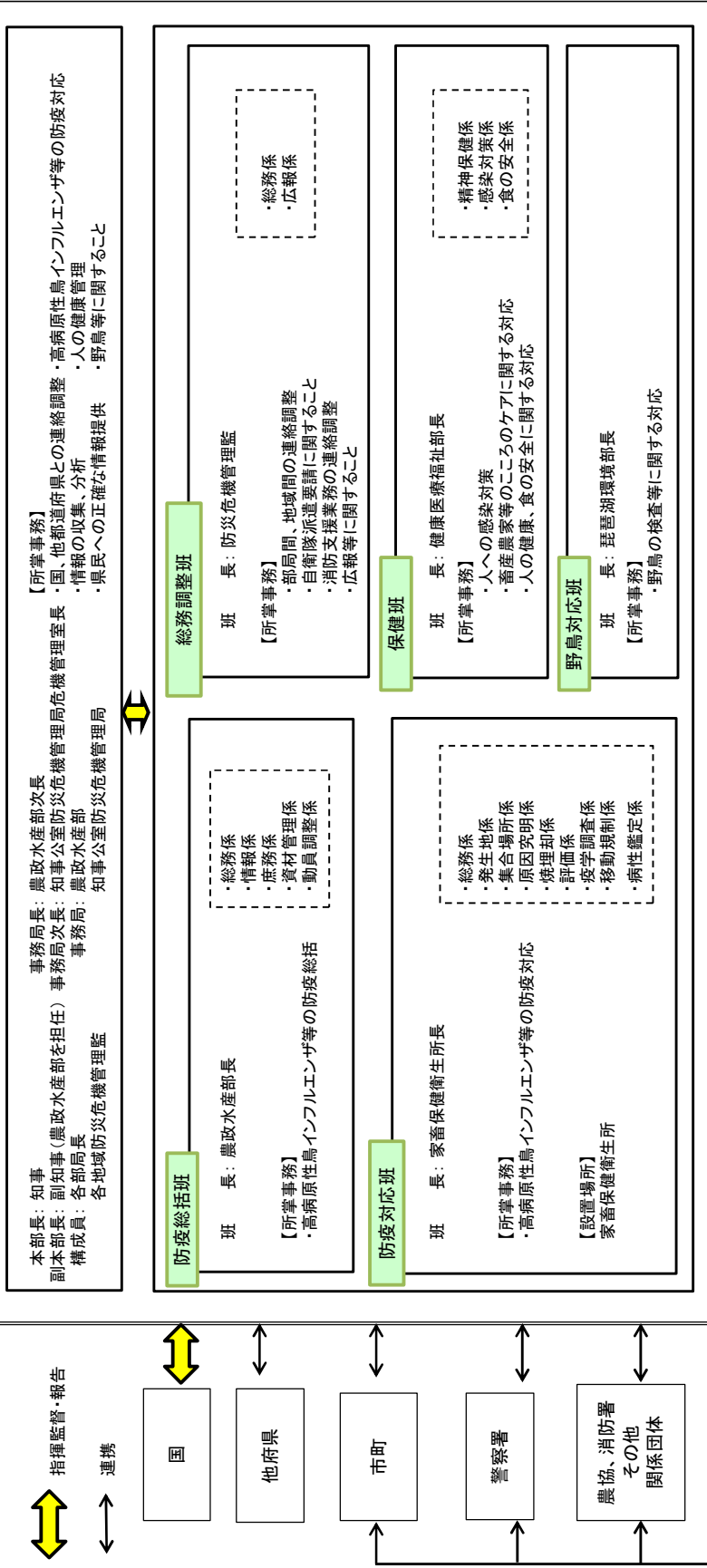
別表5 口蹄疫等の場合（班の設置：第7条関係）

班名 (班長)	係	所掌事務	担当
防疫総括班 (農政水産部長)	総務係	防疫総括班の総括 防疫措置の全体調整 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整	畜産課・ 農政課
	情報係	発生状況、防疫対応状況等の情報収集 対策本部に関する広報資料の統括	
	庶務係	手当金、負担金に関すること 物品購入等に係る経理 発生に伴う経営安定に関すること	
	資材管理係	防疫資材の手配調整 協力要請団体との連絡調整	
	動員調整係	動員計画の調整 県外派遣者等に係る調整	
防疫対応班 (家畜保健衛生所長)	総務係	防疫対応班の総括 防疫総括班、現地対策本部との連絡調整	家畜保健 衛生所・ 畜産技術 振興セン ター
	発生地係	発生農場における防疫対応、疫学調査	
	集合場所係	集合場所での連絡調整、防疫作業指導	
	原因究明係	国の調査チーム対応 異常家畜、防疫作業等の記録・撮影	
	埋却係	埋却地に係る防疫対応	
	評価係	処分家畜等、移動制限等に係る損失評価	
	疫学調査係	疫学関連家畜の調査	
	移動規制係	制限区域内の畜産農家等への指導 発生状況調査、制限の対象外に係る調査等	
総務調整班 (防災危機管理監)	総務係	各部局、現地および地域対策本部との連絡調整 消防支援業務の連絡調整に関すること 自衛隊派遣要請に関すること	防災危機 管理局危 機管理室
	広報係	広報等に関すること	広報課
保健班 (健康医療福祉部長)	精神保健係	畜産農家等に対するこころのケアに関するこ と	障害福祉 課
	食の安全係	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関するこ と	生活衛生 課
野生動物対応 班* (琵琶湖環境 部長)	総務係	野生動物対応班の総括	生物多様 性保全課
	情報係	野生動物に関する情報収集等	

※ 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

滋賀県特定家畜伝染病対策本部体制図【発生時】

高病原性鳥インフルエンザ等に伴う滋賀県特定家畜伝染病対策本部



第Ⅱ章 総則

第2 地域の組織体制

〇〇地域特定家畜伝染病対策会議設置要綱（準則）

【 平 常 時 】

（目的）

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）の発生に備え、危機管理体制の一環として、〇〇地域管内の関係機関が情報の共有化を図り、防疫対応等、諸対策を円滑に推進するため、滋賀県特定家畜伝染病対策会議（以下「県対策会議」という。）設置要綱第7条に基づき設置する。

（名称）

第2条 この会議は、〇〇地域特定家畜伝染病対策会議（以下「地域対策会議」という。）と称する。

（所掌事務）

第3条 地域対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 地域住民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (4) 県対策会議との連絡調整
- (5) 関係機関、団体との連絡調整
- (6) その他必要な事項

（構成）

第4条 地域対策会議は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 地域対策会議には議長を置く。
- 3 議長は、地域防災危機管理監をもって充てる。
- 4 議長は、地域対策会議を代表し、会議を総括する。

（会議）

第5条 地域対策会議は、議長が招集し会議を進行する。

- 2 議長は、必要がある時は会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。

（連絡員会議）

第6条 地域対策会議の事務を補助するため、地域対策会議に連絡員会議を置く。

- 2 連絡員会議は、議長の指示を受けて事務局長が招集し連絡員会議を進行する。
- 3 連絡員会議は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 4 事務局長は、必要がある時は連絡員会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。
- 5 連絡員会議の構成員は、別表3に掲げる事務を所掌する。

（事務局）

第7条 地域対策会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、副地域防災危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局の庶務は、農業農村振興事務所および土木事務所（大津土木事務所を除く）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 ○○地域高病原性鳥インフルエンザ等対策会議設置要綱（準則）および○○地域口蹄疫対策会議設置要綱（準則）は廃止する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（地域対策会議：第4条関係）

議長	地域防災危機管理監
構成員	県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 その他議長が構成員とする機関等の長

別表2（連絡員会議：第6条関係）

構成員	地域対策会議構成事務所 家畜保健衛生所 畜産技術振興センター 農業技術振興センター 警察署 市町 消防本部（局） その他議長が構成員とする者	関係課長等 所長が指名する者 所長が指名する者 所長が指名する者 警備課長が指名する者 担当課長が指名する者 警防担当課長が指名する者
-----	---	---

別表 3 (連絡員会議構成員の所掌事務：第 6 条関係)

連絡員会議構成員	所掌事務
土木事務所	情報収集、県対策会議との連絡調整 各事務所、各地域対策会議との連絡調整 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整
農業農村振興事務所	防疫対応の準備 市町、関係機関・団体との連絡調整
健康福祉事務所	防疫作業従事者*1等の健康調査等 感染症に係る対応 人の健康、食の安全に係る情報提供 市町、関係機関・団体との連絡調整
森林整備事務所	野鳥等への対応 市町、関係機関・団体との連絡調整
県税事務所 環境事務所 その他議長が構成員とする機関等	連携・協力
家畜保健衛生所	防疫対応の技術的助言・指導
畜産技術振興センター	家畜の防疫支援
農業技術振興センター	防疫対応の連携・協力
警察署	県警察本部との連絡調整
市町	市町関係各課との連絡調整
消防本部(局)	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

〇〇現地および〇〇地域特定家畜伝染病対策本部設置要綱（準則）

【 発 生 時 】

（目的）

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）が発生もしくは発生の可能性がある場合、危機管理対策の一環とし、初動防疫およびまん延防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、滋賀県特定家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）設置要綱第8条に基づき設置する。

（名称）

第2条 この本部は、〇〇現地および〇〇地域特定家畜伝染病対策本部と称する。
2 発生もしくは発生の可能性のある市町が管内に所在する場合は、〇〇現地特定家畜伝染病対策本部（以下「現地対策本部」という）と称する。
3 前項以外の場合は、〇〇地域特定家畜伝染病対策本部（以下「地域対策本部」という）と称する。

（構成）

第3条 現地および地域対策本部は特定家畜伝染病が発生した場合には、別表1に掲げる本部員をもって構成する。
2 現地および地域対策本部には本部長および副本部長を置く。
3 本部長は地域防災危機管理監をもって充て、現地対策本部および地域対策本部の事務を統括し、指揮監督する。
4 副本部長は副地域防災危機管理監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
5 その他本部長が指名する者をもって充てる。

（所掌事務）

第4条 現地および地域対策本部構成員は、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の場合には、別表2に掲げる事務を所掌する。
2 現地および地域対策本部構成員は、高病原性鳥インフルエンザ等以外（以下「口蹄疫等」という。）の場合は、別表5に掲げる事務を所掌する。

（会議）

第5条 現地および地域対策本部に本部員会議を置く。
2 本部員会議は本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
3 本部員会議は本部長が招集し主宰する。
4 本部長は、必要がある時は会議に本部員以外の者の出席を要請することができる。

（班の設置）

第6条 現地対策本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表3左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。
2 現地対策本部長は、口蹄疫等の現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表6左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の

組織をもって充てるものとする。

- 3 地域対策本部長は、県対策本部との連携を円滑に実施するため、高病原性鳥インフルエンザ等の場合は別表4、口蹄疫等の場合は別表7の左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てる。
- 4 現地および地域対策本部各班の班長および班員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

第7条 現地および地域対策本部の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、農業農村振興事務所、土木事務所(大津土木事務所を除く)、総務事務・厚生課地域総務経理係および会計管理局地域会計係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 ○○現地および○○地域高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要綱(準則)、○
○現地および○○地域口蹄疫対策本部設置要綱(準則)は廃止する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (現地および地域対策本部：第3条関係)

本部長	地域防災危機管理監
副本部長	副地域防災危機管理監
本部員	県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 農政水産部所属管内その他の機関の長 警察署警備課長 消防本部(局)警防担当課長 市町長が指名する者 その他本部長が本部員とする機関等の長

別表2 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（所掌事務：第4条関係）

対策本部構成員	所掌事務
土木事務所	現地対策本部または地域対策本部の総括 県対策本部、各事務所、現地対策本部および各地域対策本部との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整 消毒ポイントの設営および車両消毒 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
農業農村振興事務所	防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整、設営および管理 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 市町、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
健康福祉事務所	健康状況調査に係る必要物品の調達 防疫作業従事者等*1の健康調査等 人の健康および食の安全に係る情報提供 市町、関係機関・団体との連絡調整
森林整備事務所	野鳥等への対応 市町、関係機関・団体との野鳥に係る連絡調整
総務事務・厚生課地域総務経理係 会計管理局地域会計係 県税事務所 環境事務所 農政水産部所属その他の機関 その他本部長が本部員とする機関等	防疫対応
警察署	県警察本部との連絡調整 防疫対応業務の警戒
市町	県および市町間の連絡調整 住民説明会の開催調整 防疫対応への協力 処分方法に係る連絡調整 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整 特殊消防車両等の支援に関すること

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*防疫対応に従事する要員は、原則として構成員全職員を対象とする。

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

別表3 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	主な所掌事務	構成員
現地総務班		土木事務所
総務係	現地対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
現地防疫対応班		農業農村振興事務所
調整係	現地防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 住民説明会の開催等 小規模飼養者に係る市町との連絡調整	
テント基地係	発生農場に隣接するテント基地の設営および管理 現地防疫対応の進捗把握および報告	
焼埋却係	焼埋却地に係る防疫対応	
集合場所係	集合場所の設営および管理	
連絡調整係	連絡調整に関すること 記録の作成等	家畜保健衛生所 (家畜防疫連絡調整員)
現地保健班	健康状況調査に係る必要物品の調達 防疫作業従事者等*1の健康調査等 人の健康および食の安全に係る情報提供	健康福祉事務所
現地野鳥対応班	野鳥等への対応	森林整備事務所

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

別表4

班・係名	所掌事務	構成員
地域総務班		土木事務所
総務係	地域対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
地域防疫対応班	地域防疫対応の総括 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 小規模飼養者に係る市町との連絡調整	農業農村振興事務所
地域保健班	人の健康および食の安全に係る情報提供	健康福祉事務所
地域野鳥対応班	野鳥等への対応	森林整備事務所

別表5 口蹄疫等の場合（所掌事務：第4条関係）

対策本部構成員	所掌事務
土木事務所	現地対策本部または地域対策本部の総括 県対策本部、各事務所、現地対策本部および各地域対策本部との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整 消毒ポイントの設営および車両消毒 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
農業農村振興事務所	防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整、設営および管理 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 市町、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
健康福祉事務所	防護具の着脱指導および補助 防疫対応
森林整備事務所*	野生動物に関する情報収集 市町、関係機関・団体との野生動物に係る連絡調整
総務事務・厚生課地域総務経理係 会計管理局地域会計係 県税事務所 環境事務所 農政水産部所属その他の機関 その他本部長が本部員とする機関等	防疫対応
警察署	県警察本部との連絡調整 防疫対応業務の警戒
市町	県および市町間の連絡調整 住民説明会の開催調整 防疫対応への協力 処分方法に係る連絡調整
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整 特殊消防車両等の支援に関すること

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*防疫対応に従事する要員は、原則として構成員全職員を対象とする。

別表6 口蹄疫等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	主な所掌事務	構成員
現地総務班		土木事務所
総務係	現地対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
現地防疫対応班		農業農村振興事務所
調整係	現地防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 住民説明会の開催等	
テント基地係	発生農場に隣接するテント基地の設営および管理 現地防疫対応の進捗把握および報告	
埋却係	埋却地に係る防疫対応	
集合場所係	集合場所の設営および管理	
着脱指導係	防護具の着脱指導および補助	
連絡調整係	連絡調整に関すること 記録の作成等	家畜保健衛生所 (家畜防疫連絡調整員)
現地野生動物 対応班*	野生動物に関する情報収集	森林整備事務所

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

別表7 口蹄疫等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	所掌事務	構成員
地域総務班		土木事務所
総務係	地域対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および両消毒	
地域防疫対応班	地域防疫対応の総括 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送	農業農村振興事務所
地域野生動物 対応班*	野生動物に関する情報収集	森林整備事務所

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

第Ⅱ章 総則

第3 防疫作業従事者の動員方針

第3 防疫作業従事者の動員方針

県は、高病原性鳥インフルエンザ等発生時の迅速な防疫措置に必要な人数を速やかに確保するため、あらかじめ発生農場における殺処分等の防疫措置、消毒ポイント運営等の防疫作業に必要な従事者（防疫作業従事者）に関する動員計画および防疫作業従事者動員名簿を作成する。

本病発生時、県対策本部は、農場の規模に応じ必要な人数を算定、各部局および地域に防疫作業従事者動員名簿からの人員の選定を依頼し、防疫作業従事者リストを作成する。

1 防疫作業従事者動員名簿の作成（発生に備えた準備）

全庁体制での危機管理対応が必要であることから、畜産課は平時より毎年度当初および職員の異動等により必要が生じた場合に防疫作業従事者動員名簿の作成を関係所属へ依頼する。

本庁については各部局主管課、地方機関については各地域特定家畜伝染病対策会議に対し、次の（２）のＡおよびイの内容に基づき、防疫作業従事者として動員が可能な職員の選定を依頼する。

（１） 動員名簿登載の考え方

特殊な勤務形態で働く職員の安全と健康を守る趣旨から、厚生担当部局が示す通知等に従い、発生時に防疫作業に従事可能な職員を動員名簿に登載する。

（２） 留意事項

ア 本庁所属で各地域勤務の職員（※）については、各地域対策本部からの動員対象とする。

（※） 総務事務厚生課各地域総務経理係および会計管理局各地域会計係

イ 家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員、現地応援隊員および健康福祉事務所職員（※）等、県対策本部の動員対象となる職員は動員の対象外とし、名簿に登載しない。

（※） 健康福祉事務所は、鳥インフルエンザ対応時は動員対象外とする。

2 防疫作業従事者リストの作成（発生時）

本病の発生が疑われる場合には、以下に基づき、防疫作業従事者リストを作成する。

（１） 防疫作業従事者リスト作成の考え方

- ・ 発生農場での防疫作業は、原則として24時間体制で実施する。（P37参照）
- ・ 防疫作業従事者の1クールあたりの動員時間は8時間（従事前の健康調査開始～従事後の健康調査終了まで）とし、うち農場内での作業は4時間とする。
- ・ 現地対策本部要員は、防疫作業全体の運営業務および消毒ポイントにおける人員確保を優先するため、原則として防疫作業従事者リストの対象外とする。
- ・ 消毒ポイントの運営が必要な地域対策本部は、初動クールの動員人数の配分に配慮する。
- ・ 病性判定後の第1クールの防疫作業従事者は、原則として本庁および地方の農政水産部職員のみとする。
- ・ 病性判定から72時間以内の防疫作業従事者一人あたりの最大出役数は、原則として農政水産部では3回、他部局は2回とする。

(2) リストの作成の手順（県職員）

ア 発生農場の従事者

(ア) 県防疫対応班（総務係）は、防疫措置に必要な防疫作業従事者数を、県防疫総括班（総務係）に報告する。

(イ) 県防疫総括班（総務係）は、各部局および各地域に必要な人数を振り分け、県防疫総括班（動員調整係）に連絡する。

※ 健康調査で防疫作業不適となる人員等を考慮し、各クール1割程度多い人数で振り分ける。

(各部局および各地域への動員要請人数の振り分け)

・所属の職員数をもとに、**農政水産部は所属人数の6割、他部局は4割**を目安とした数値を算出する。

・県防疫総括班（動員調整係）は、数値にもとづいて動員要請人数を按分し、防疫作業従事者の選定を依頼する。

(ウ) 県防疫総括班（動員調整係）は、本庁各部局主管課および各地域総務班（現地対策本部を除く。）に対し、必要人数に応じた防疫作業従事者の選定を依頼する。

(エ) 本庁各部局主管課および各地域総務班は、各所管の所属長に防疫作業従事者動員名簿から防疫作業従事者の選定を依頼する。

(オ) 各所属長は、防疫作業従事者を選定して本庁各部局主管課および各地域総務班に報告し、本庁各部局主管課および各地域総務班は報告をとりまとめて県防疫総括班（動員調整係）に報告する。

※ 所属長は、職員の健康状態や家庭の事情等を十分配慮して防疫作業従事者を選定する。

(カ) 県防疫総括班（動員調整係）は、本庁各部局主管課および各地域総務班からの報告をとりまとめて確認のうえ、防疫作業従事者を決定し、「防疫作業従事者リスト」を作成する。

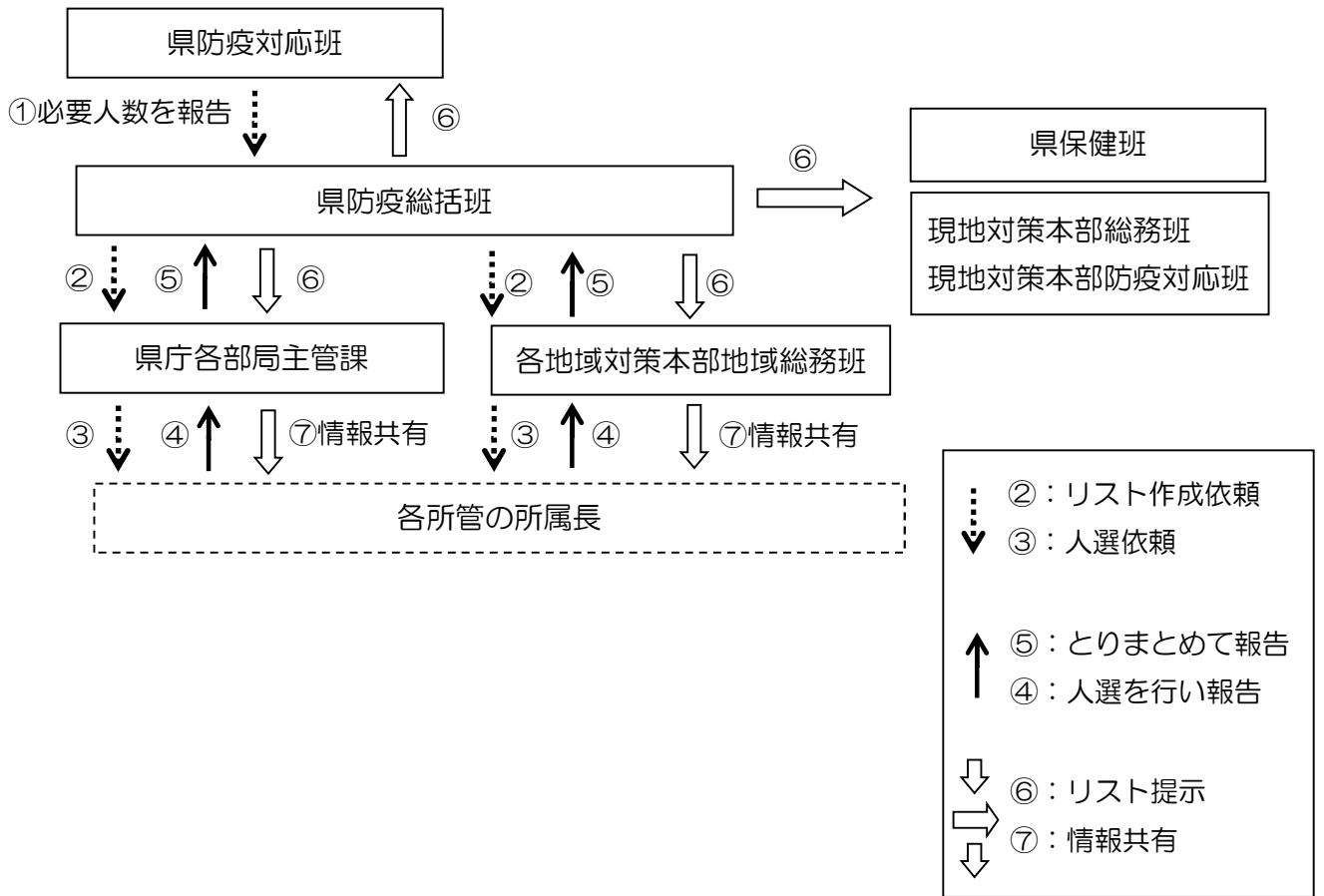
(キ) 県防疫総括班（動員調整係）は、作成した防疫作業従事者リストを、県防疫総括班（総務係）、本庁各部局主管課および各地域総務班（総務係）へ送付し、県防疫総括班（総務係）は、県防疫対応班（総務係）、県保健班、現地総括班（総務係）および現地防疫対応班（調整係）にリストを送付する。

イ 消毒ポイントの従事者

(ア) 現地総務班（総務係）および各地域総務班（総務係）は、消毒ポイントに必要な従事者のリストを作成する。ただし、従事者が不足する場合には、必要人数について県防疫総括班（総務係）へ連絡する。

(イ) 必要人数の連絡を受けた県防疫総括班（総務係）は、県防疫総括班（動員調整係）に対し、防疫作業従事者動員名簿からの消毒ポイントの従事者の選定について、アと同様の手順で調整を行うよう依頼する。

【参考】 発生時における防疫作業従事者リストの作成の手順



防疫作業従事者の勤員シフトの例

- 勤員時間 8時間（農場内の作業は4時間）
- 作業中、途中10分の休憩を3回はさむ（作業環境等により柔軟に対応）
- 休憩は、農場内で腰を下ろす休憩とし、トイレ・水分補給の必要な作業者のみ脱衣。

経過時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	...	72
第1クール	健康調査	移動	農場内作業		移動	健康調査																							
第2クール			健康調査	移動	農場内作業		移動	健康調査																					
第3クール								健康調査	移動	農場内作業		移動	健康調査																
第4クール									健康調査	移動	農場内作業		移動	健康調査															
第5クール										健康調査	移動	農場内作業		移動	健康調査														
~																				健康調査	移動	健康調査	農場内作業		移動	健康調査			

4時間
8時間

第Ⅲ章 防疫対応

第1 防疫対応の概要

1 危機レベル別対応総括表(高病原性鳥インフルエンザ等)

危機レベル		監視強化体制	警戒体制			危機対応体制
		1号	2号	3号	4号	5号
発生 事象	家きん	10月～翌年5月	国内(県外)で発生	隣接府県等(※1) で発生		県内で発生 隣接府県で発生(制限区 域が県内にかかる場合)
	野鳥 (個体/糞便等)	国内(県外)で発生			県内で発生	
広報対応 (プレスリリース)				必要に応じ ○	○	○
情報共有 幹事会		必要に応じ メール送信	メール送信	必要に応じ ○	必要に応じ ○	○
対策会議				必要に応じ ○	必要に応じ ○	
対策本部						○
防疫対策(※2)		<ul style="list-style-type: none"> 発生予防対策の徹底指導 監視体制の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 発生予防対策の徹底指導 監視体制の維持強化 聞き取り調査 	<ul style="list-style-type: none"> 発生予防対策の徹底指導 監視体制の維持強化 聞き取り調査 県下一斉消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 発生予防対策の徹底指導 監視体制の維持強化 聞き取り調査 県下一斉消毒 	<ul style="list-style-type: none"> と殺(県内発生時) 制限区域の設定 発生状況調査 消毒ポイントの設置他、家伝法に基づく防疫措置
広域連携対応			<ul style="list-style-type: none"> 防疫資材の貸与 家畜防疫員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 防疫資材の貸与 家畜防疫員の派遣 		
レベル下げまたは解除 について		<ul style="list-style-type: none"> 6月～9月 家きん：国内発生による制限区域および監視強化区域が設けられていない 野鳥：野鳥における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスにおいて、滋賀県の対応レベルが「対応レベル1(通常時)」(※3) 上記の条件をすべて満たす場合、監視または警戒体制を解除する			県内の発生事例についての野鳥監視重点区域(※3)が解除された場合、警戒体制3号に引き下げる	当該の発生事例について監視強化区域が解除された場合、警戒体制3号に引き下げる

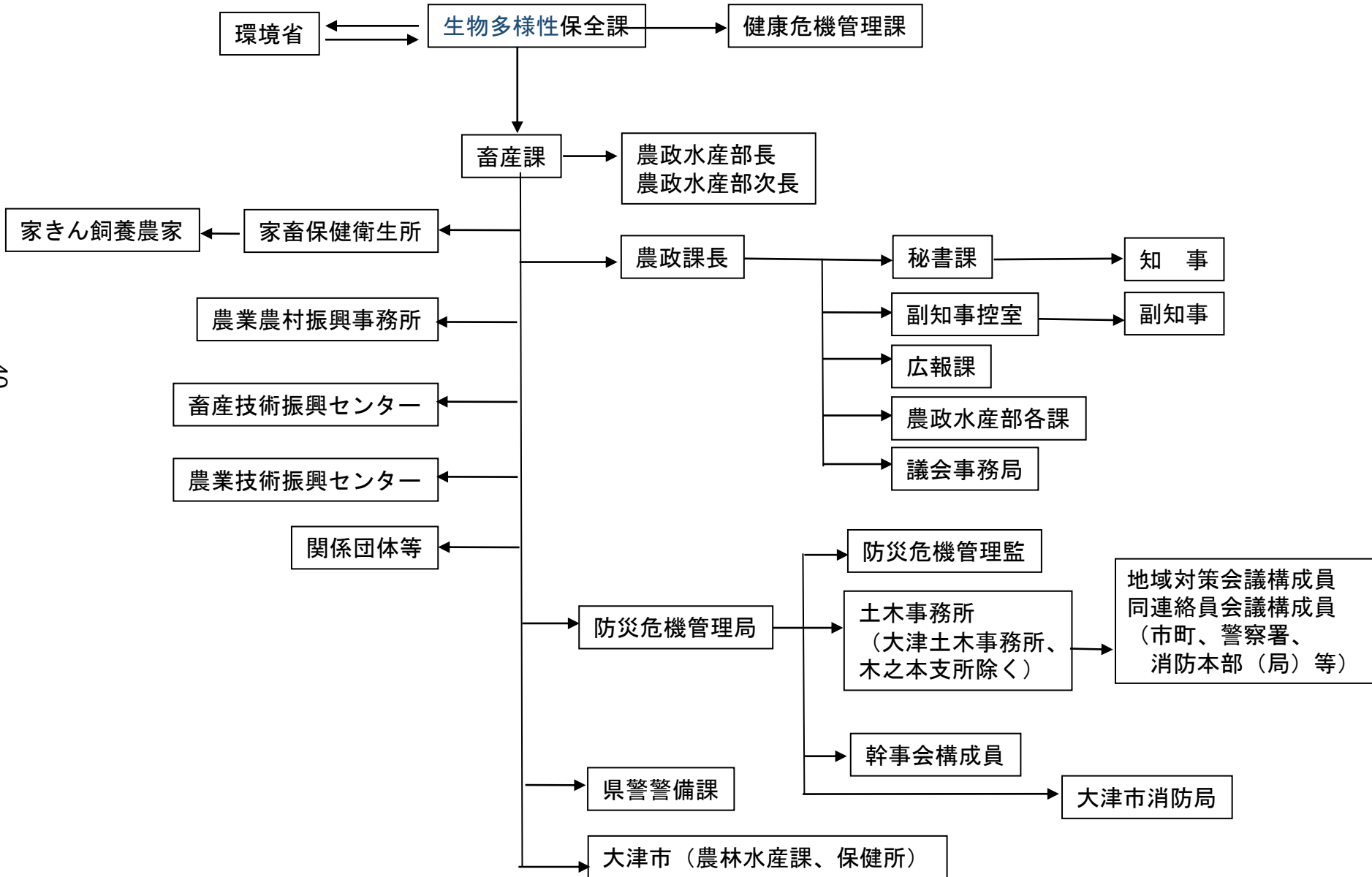
(※1) 隣接府県(京都府、三重県、岐阜県、福井県)

(※2) 危機レベル1号から4号における防疫対策は、家きん所有者の飼養衛生管理基準の遵守状況や所有者への指導実施状況、国からの指示等を考慮し実施

(※3) 環境省が定める「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づく

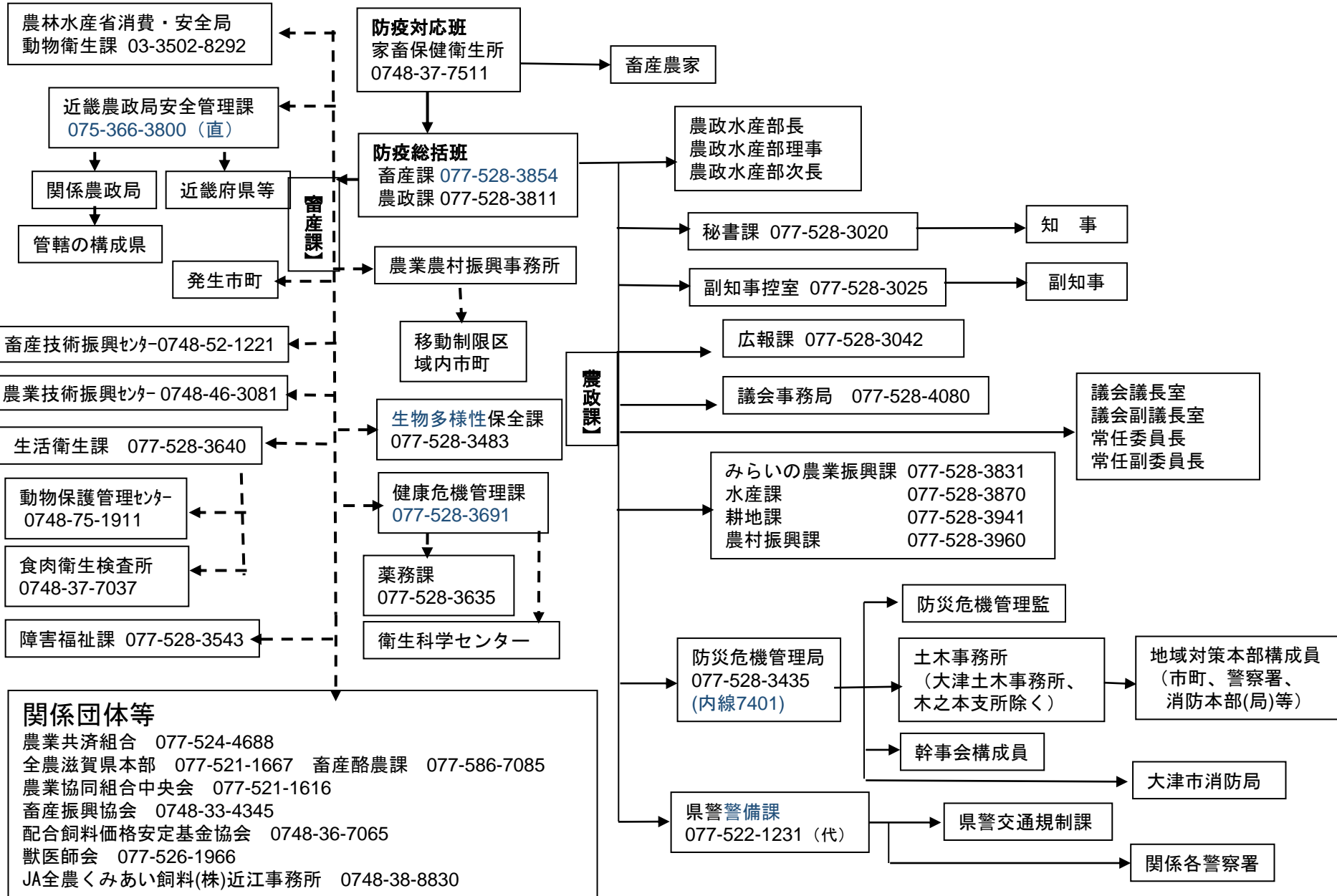
2 連絡網

警戒体制 4号 : 県内の野鳥個体または糞便で分離

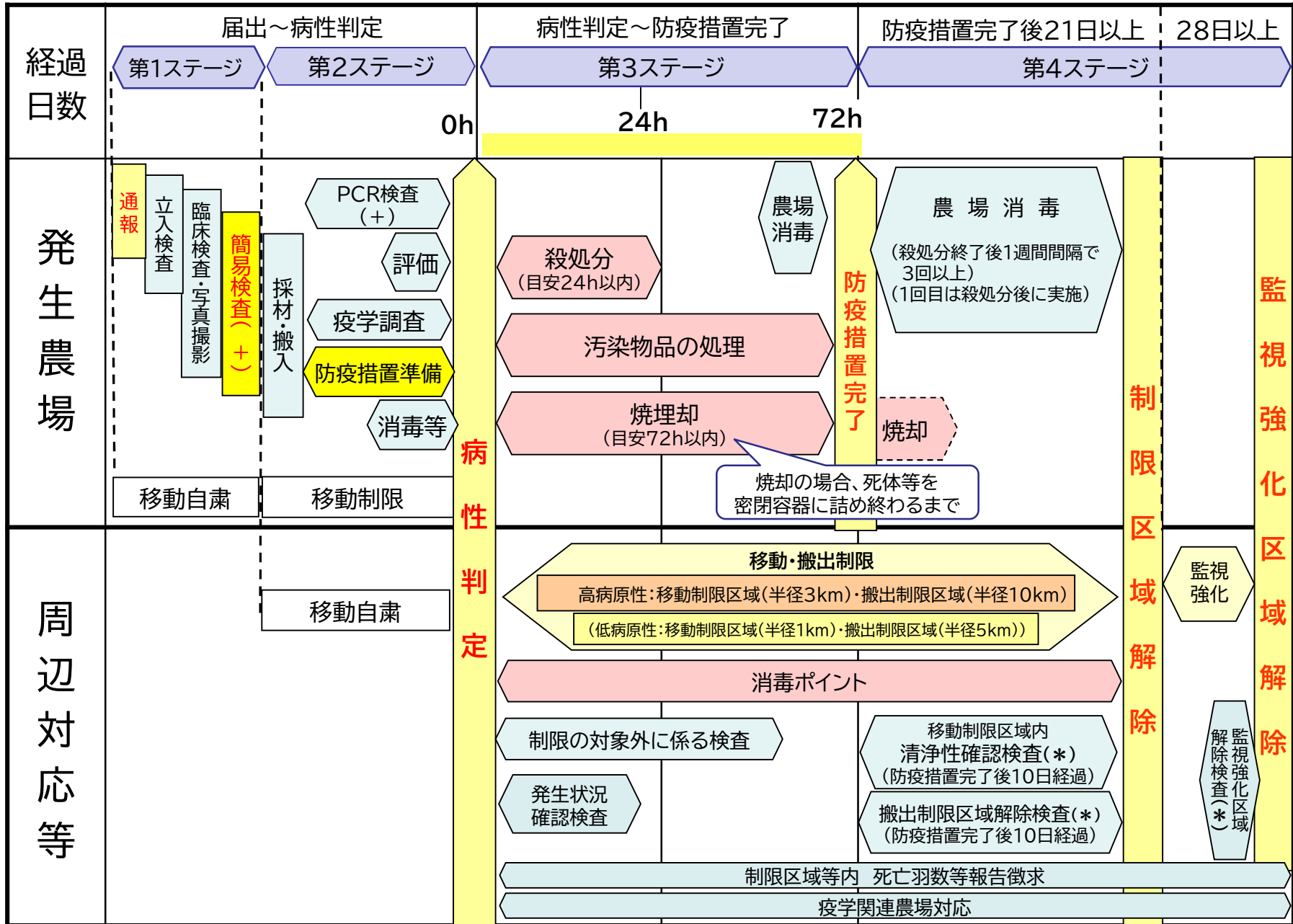


危機対応体制 5号：県内の家きんで発生

隣接府県の家きんで発生し、制限区域が県内にかかる場合



3 高病原性鳥インフルエンザ防疫対応スケジュール(原則)



(防疫措置の時間経過は病性判定が起点)

(*):陰性であれば制限区域等解除

4 各機関の役割分担 異常家さんの発見通報から病性判定までの措置(第1～第2ステージ)

	県対策本部				野鳥対応班	発生市町	周辺市町	警察署	消防	関係団体		
	防疫総括班	総務調整班	防疫対応班(第1ステージ:家保)								現地対策本部	地域対策本部
			保健班	野鳥対応班								
◇異常家さんの発見通報から農場での病性鑑定までの措置(第1ステージ)												
・病性鑑定			●									
・移動・出荷自粛			●									
◇簡易検査陽性から病性判定までの措置(第2ステージ)												
・国、市町、関係機関等への連絡・調整	●		○	○	○							
・農場における立ち入り制限および消毒			●									
・農場周辺における通行の制限または遮断			○			●						
・通行制限または遮断が所の警戒対応							●					
・テント基地の設置			●									
・焼却地等の確保	●		●			○				○※		
・家さん等の評価準備			●			●				●※		
・防疫作業従事者リストの作成	●											
・連絡調整員の動員調整	●					○						
・現地応援隊員の動員調整	○					●						
・防疫資材の手配、管理	●		○			●				○		
・集場所の設置			○			○						
・集場所での健康調査等				●								
・消毒ポイントの設置	○					●				○		
・住民説明会の開催調整										○		
・住民説明会における説明	●		○			○				○		
・野鳥等への対応							●					

※建設業協会(下見等)

※養鶏関係団体

●:主体的対応機関

○:連携・協力機関

4 各機関の役割分担 病性判定以降の措置(第3ステージ以降)

	県対策本部				現地 対策本部	地域 対策本部	衆生 市町	周辺 市町	警察署	消防	関係 団体	
	防疫総括班	総務調整班	防疫対応班	保健班								野鳥対応 班
◇病性判定以降の措置(第3ステージ以降)												
・防疫作業従事者の輸送					●						○※	
・家さん等の評価			●				●				●※	
・農場における防疫作業			●		●		○				●※	
・焼埋却地等における防疫作業			●		●		○				●※	
・農場周辺における通行の制限または遮断			○		●		●				○	
・防疫資材の手配	●		○		●		●				○	
・メント基地運営、飲食物等の手配					●						○	
・防疫作業従事者の健康管理等				●	●						○※	
◇消毒ポイントにおける措置												
・消毒ポイントでの消毒、車両誘導					●		●				○	
・消毒ポイントにおける警戒対応									●			
・消毒ポイント委託	●										○	
◇周辺農場における措置												
・中規模飼養者への死亡羽数報告徴求	○						●					
・小規模飼養者への周知等・報告徴求	●		○		●		●			●		
・発生状況確認検査等			●							○		
◇その他												
・野鳥等への対応												

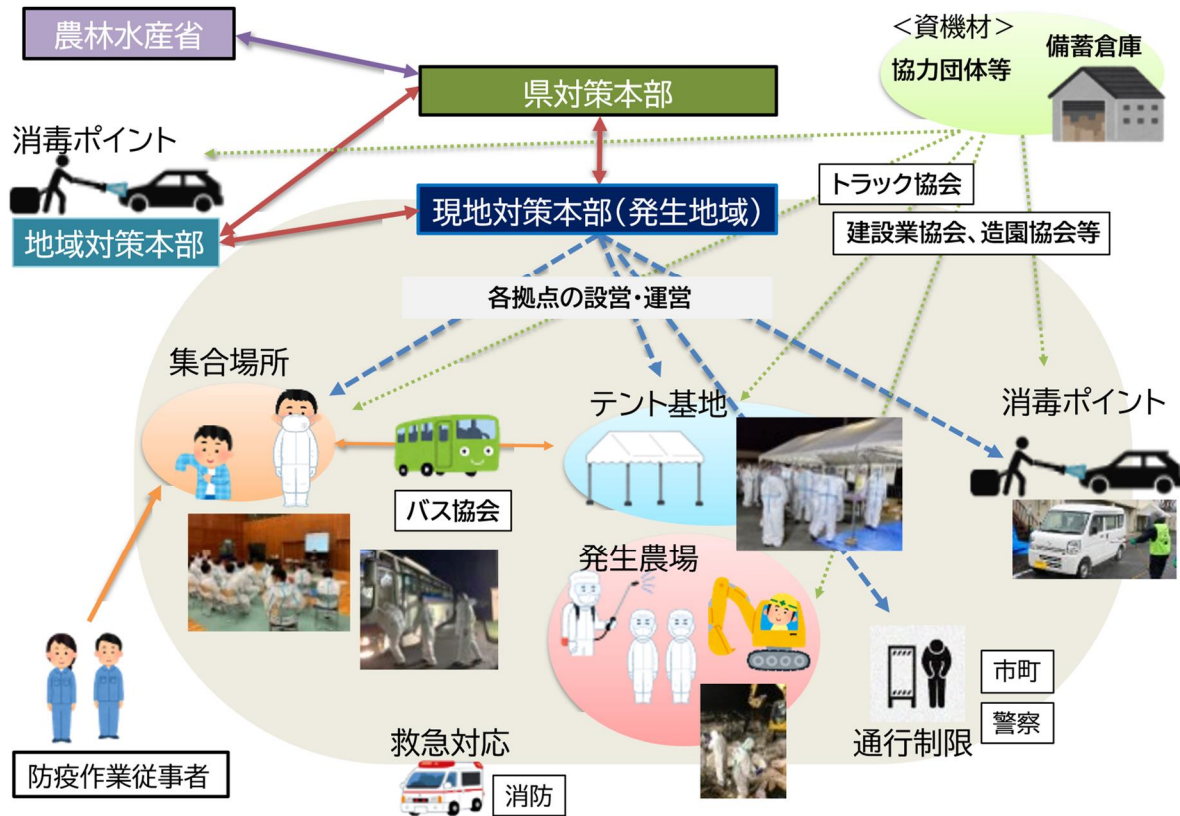
※バス協会
 ※養鶏関係団体
 ※建設業協会
 ※建設業協会

※緊急時に要請に基づき対応

●: 主体的対応機関
 ○: 連携・協力機関

6 防疫作業の体制

(1) 防疫作業の拠点



ア 集合場所

農場での作業前後に防疫作業従事者が集合し、作業従事前後の健康調査や着替え等を行う。

現地対策本部は円滑に運営できる会場を確保し、第1クールの防疫作業従事者が集合するまでに設営を完了する。

イ テント基地

農場に隣接して設置し、防疫作業従事者の防護服の着脱、資材管理等、防疫対応の拠点となる。

設営開始に当たっては、ウイルスの拡散防止に必要となる発生農場におけるゾーニング（清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け）を行う。防疫作業従事者が到着するまでに設営を完了する。

距離の離れた複数個所で殺処分、埋却等の防疫措置作業を実施する場合には、各箇所に対して適切な指揮・支援が行われる体制を構築するよう柔軟に対応する。

ウ 発生農場

殺処分や汚染物品の回収など防疫措置を行う。

エ 焼却地、埋却地

殺処分家畜や汚染物品の最終処理の場所。焼却施設等での焼却または農場内等での埋却を行う。

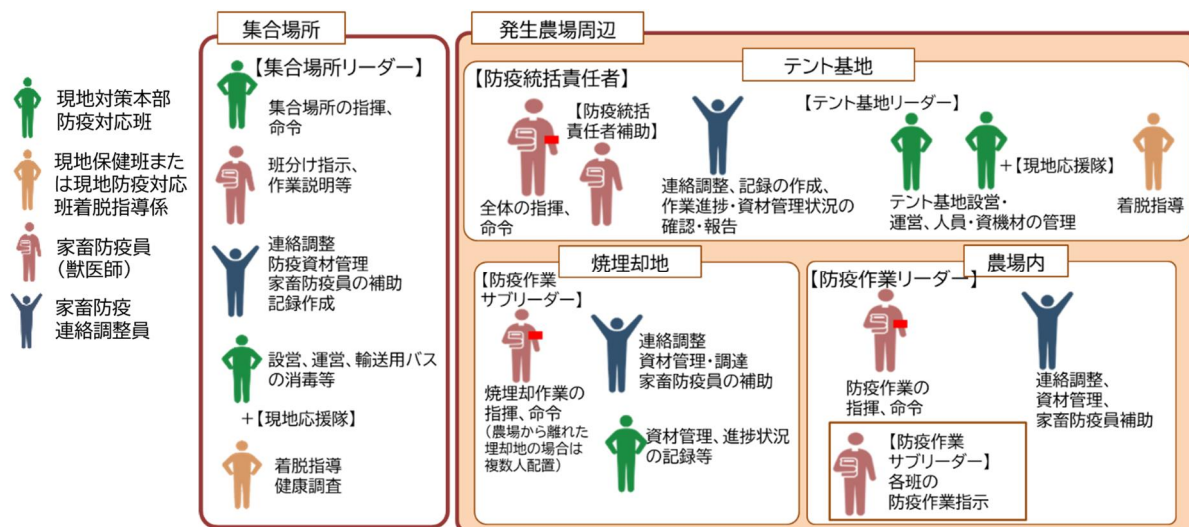
オ 消毒ポイント

発生農場周辺や制限区域の境界付近に設置し、主に畜産関係車両の消毒を行う。

カ 通行制限（遮断）箇所

農場周辺において、通行を制限または遮断する場所。

(2) 人員配置と役割



ア 集合場所

- ・ 集合場所リーダー (現地对策本部から配置) (1名)
集合場所全体の統括、指揮
- ・ 家畜防疫員 (1～2名)
班分け、班長指名、作業説明、県防疫対応班(総務係)との連絡
- ・ 家畜防疫連絡調整員 (必要に応じて1名)
連絡調整、資機材管理と調達、家畜防疫員の補助、画像記録の撮影、引き継ぎ記録の作成
(家畜防疫連絡調整員が配置されない場合は、現地对策本部集合場所係が行う。)
- ・ 現地对策本部防疫対応班集合場所係 (必要人数)
集合場所の設営および管理運営、人員の管理、防疫資材管理台帳の作成
防疫作業従事者の誘導、案内
- ・ 現地保健班
健康調査、防護具等の着脱指導
- ・ 現地応援隊員 (5～6名)
現地对策本部員の作業支援

イ 発生農場周辺

(ア) テント基地

- ・ 防疫統括責任者 (県防疫対応班の家畜防疫員、1名)
防疫作業全体の統括、指揮
- ・ 防疫統括責任者補助 (家畜防疫員、1～2名)
防疫統括責任者の補助、農場に到着した防疫作業従事者に対して、防疫

作業の進捗状況等を説明し、具体的な作業については防疫作業リーダーや防疫作業サブリーダーに従うよう指示する。

- ・ 家畜防疫連絡調整員 (2名)
連絡調整、作業進捗および資機材管理状況の確認・報告、家畜防疫員の補助、画像記録の撮影、引き継ぎ記録の作成
- ・ テント基地リーダー (救護責任者)
テント基地の各テントの全体の運営管理
- ・ 現地防疫対応班テント基地係
テント基地の設営および運営、人員および資機材の管理
- ・ 現地保健班
防護具着脱指導
- ・ 現地応援隊
現地対策本部員の作業支援

(イ) 農場内

- ・ 防疫作業リーダー (県防疫対応班の家畜防疫員、1名)
農場内および隣接埋却地における作業全体の指揮、家畜防疫員等への指示
- ・ 防疫作業サブリーダー (家畜防疫員、作業内容および防疫作業従事者の班構成により人数決定)
防疫作業の指揮、防疫作業リーダーの補助
- ・ 家畜防疫連絡調整員 (1～2名)
連絡調整、作業進捗および資機材管理状況の取りまとめ・報告、家畜防疫員の補助、画像記録の撮影

(ウ) 焼埋却地

- ・ 家畜防疫員 (1～2名)
防疫作業の指揮
- ・ 家畜防疫連絡調整員 (1名)
連絡調整、作業進捗および資機材管理状況の確認・報告、家畜防疫員の補助、記録の作成
(埋却地が農場内に確保される場合は、現地防疫対応班焼埋却地係が農場内家畜防疫連絡調整員と連携し行う。)

・現地防疫対応班焼埋却係

焼埋却地の調整および準備、焼埋却地全般の運営管理、作業進捗の確認
および報告、家畜防疫員の補助、記録の作成

(3) 責任者等の識別方法

運営要員および防疫作業従事者の班長は、カラーベストの着用や腕にカラーテープを巻くことにより識別する。

カラーベスト：指定のカラーベストを着用し、ベストの前後に「所属・役割」、「氏名」を記入した名札を挿入する。

カラーテープ：指定の色のテープを内側および外側防護服の両腕に1本ずつ巻きつける。

責任者等		カラーベストの色	カラーテープ
家畜防疫員	防疫統括責任者 防疫作業リーダー	赤	赤
	上記以外		—
家畜防疫連絡調整員		青	—
現地対策本部員 (現地応援隊含む)	集合場所リーダー テント基地リーダー	緑	—
	集合場所係 テント基地係 焼埋却係		
	保健所職員	黄	—
防疫作業従事者	班長	—	緑

(4) 作業の安全確保

ア 家畜防疫員は、作業前に、作業内容および作業上の注意点を作業者に説明するとともに、体調不良の際は速やかに申し出るよう伝える。

イ 作業状況等を踏まえ、適宜休憩をとる。

ウ 重機周辺ではヘルメットの着用を行い、作業動線を確認し、オペレーターの指示に従う。また、炭酸ガスボンベや投光器などの資機材は、作業上危険のないよう配置する。その他、安全確保のための人員配置、安全用具の使用等の必要に応じた対策を講じる。

エ 防疫統括責任者は、テント基地に救護対応マニュアルを複数部持参し、本部テ

ント、救護テントに配置する。

(5) 作業の進捗報告

ア 作業の進捗状況については、以下の者が防疫作業リーダー（またはサブリーダー）の指示により記録する。

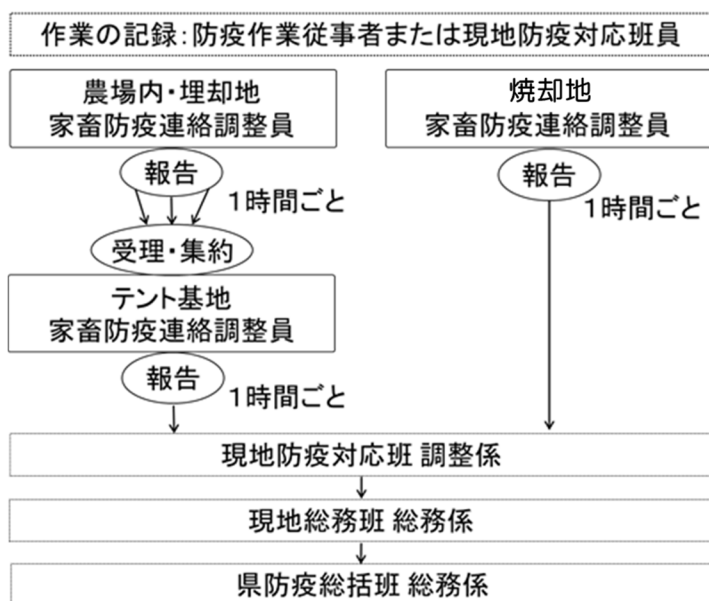
農場内：防疫作業従事者

焼埋却地：現地防疫対応班

イ 家畜防疫連絡調整員は、各配置で連携し、1時間ごとを目安に作業の進捗状況を集約し、報告する。（詳細は家畜防疫連絡調整員の手引きを参照）

ウ 家畜防疫員は、実際の作業状況や人員配置を考慮し、適切に進捗状況が把握・共有されるよう指示する。利用可能な伝達・共有の手段を活用し、遅滞なく効率的な情報共有をすることに努めること。

<作業の進捗報告経路の例>



第Ⅲ章 防疫対応

第2 実務・作業マニュアル

1 県内家きんで発生した場合の対応

第1ステージ

異常家きんの届出から農場での病性鑑定までの措置

(1) 異常家きんの届出に対する対応

家畜保健衛生所（家畜防疫員）

・家保は、家きんの所有者等（管理者、従業員等を含む。）または獣医師から、防疫指針第4の1の(1)の高病原性鳥インフルエンザ等を疑う症例を発見した旨の届出があった場合、以下の対応を行ったうえ、直ちに家畜防疫員による緊急立入検査を行う。
家畜防疫員が立入検査等により、異常家きんを発見した場合にあっても、これに準じる。

ア 届出者からの疾病状況等の聴取

異常家きんの届出を受けた家畜防疫員は、「**異常家きん等の届出を受けた際の報告**」（防疫指針 別記様式1）により聞き取りを行う。

イ 届出者に対する指導事項

アにより本病を疑う場合は、防疫指針【留意事項14】に基づき緊急的な措置について届出者に指導を行うとともに立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時間を知らせる。

ウ 家保所長、畜産課長への報告

- (ア) アの届出を受けた家畜防疫員は、家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）所長にその旨を報告する。
- (イ) 報告を受けた家保所長は、報告内容を確認のうえ、本病の発生を想定した立入検査を実施する旨を畜産課長に報告するとともに、発生状況を取りまとめ、「**異常家きん等の届出を受けた際の報告**」（防疫指針 別記様式1）を畜産課に電子メール等で送付する。

畜産課

ア 農政水産部長および農林水産省動物衛生課への報告

家保から報告を受けた畜産課長は、農政水産部長に報告するとともに、「**異常家きん等の届出を受けた際の報告**」（防疫指針 別記様式1）により農林水産省動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

(2) 簡易検査陽性に備えた準備

家保

家保は、農家個別防疫マニュアル等に基づき、農家情報を確認するとともに、簡易検査陽性に備え、以下の準備を行う。

ア 農場の緊急消毒の準備

消毒対象を確認し、必要な資材、消毒薬および人員を確認する。

イ テント基地の配置、家きん舎構造および作業動線の確認

農場内の建物の配置、使用可能な水源の場所および使用方法、使用可能な電源と使用方法、農場内外の道幅、テント基地の設営場所および資材置場として活用可能な場所、埋却地等を確認する。資機材の搬入経路等を確認するとともに、必要な情報については、先遣隊に確認する。

ウ 必要資材の確認

防疫措置完了までに必要な防疫資材を確認し、備蓄品および緊急調達品をリストアップする。

エ 制限区域内の対象農場や食鳥処理場および GP センターを防疫マップシステムから抽出し、畜産課へ報告する。

(3) 農場への立入検査

家保（家畜防疫員）

家畜防疫員は、農場に立ち入り、家保が別に定めた「**異常家きんの届出を受けた際の立入検査**」に基づき、死亡羽数の推移、死亡家きんおよび異常家きんの状況を確認するとともに、簡易検査を実施する。

(4) 簡易検査が陽性となった場合の対応

家保（家畜防疫員）

ア 家保所長、畜産課への報告

(ア) 農場に立入検査した家畜防疫員は、簡易検査陽性の結果を報告するとともに、死亡羽数の推移、死亡家きんおよび異常家きんの状況、撮影した写真および簡易検査の結果等を Logo チャット等で家保に送付する。

(イ) 報告を受けた家保所長は、報告内容を確認のうえ、「**異常家きんの症状等に関する報告**」（防疫指針 別記様式 2-1）を速やかに畜産課に報告する。

イ 採材および制限内容の説明

家畜防疫員は、当該農場に対し、想定される防疫措置について十分説明するとともに、畜産課と動物衛生課との協議に基づき、当該の農場に対し直ちに次の措置を講ずる。

(ア) 検査材料の採取

家保が別に定めた「**異常家きんの届出を受けた際の立入検査**」に基づき、採材を実施する。

(イ) 家伝法第 3 2 条第 1 項に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

- a 生きた家きん
 - b 家きんの卵（ただし、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたものを除く。）
 - c 家きんの死体
 - d 家きんの排せつ物
 - e 敷料、飼料および家きんの飼養器具
- (ウ) 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- (エ) 当該農場の出入口ならびに当該農場で使用している衣服および飼養器具を消毒する。
- (オ) 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3 km 以内の区域の農場について、イに掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

ウ 疫学調査等（第2クール以降も継続）

- (ア) 農場に残った家畜防疫員は、家保が別に定める「**現地調査票**」に基づき、疫学情報を収集するとともに、想定される防疫措置に係る情報収集を行い、家保に報告する。
- (イ) 報告を受理した家保所長は、受理した現地調査票の内容等を確認したうえで、「**異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告**」（防疫指針 別記様式2-2）に必要な情報を追加し、「現地調査票」とともに畜産課に報告する。

畜産課

ア 農政課長、農政水産部長への報告

畜産課長は、簡易検査陽性の結果を直ちに農政課長および農政水産部長へ報告する。

イ 動物衛生課への報告

- (ア) 家保から受理した「**異常家きんの症状等に関する報告**」（防疫指針 別記様式2-1）を確認のうえ、死亡羽数の推移、死亡家きんおよび異常家きんの状況、撮影した写真および簡易検査の結果等を添えて直ちに動物衛生課に報告し、対応を協議する。
- (イ) 疫学調査の結果について、家保から受理した「**異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告**」（防疫指針 別記様式2-2）を確認のうえ動物衛生課に提出する。

ウ 生活衛生課への報告

家保から報告を受けた制限区域内の食鳥処理場について、生活衛生課に報告する。

第2ステージ～第4ステージ

第2ステージ：簡易検査陽性～病性判定

第3ステージ：病性判定～防疫措置完了

第4ステージ：防疫措置完了～制限区域等の解除

県対策本部

【第2ステージ】

- 家保(家畜防疫員)による立入検査により簡易検査陽性が確認された場合は、畜産課および農政課は、高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例発生について、5号体制の連絡網(P41参照)に基づき、動物衛生課、県関係機関、関係市町、関係団体等に連絡する。
- 知事を本部長とする県対策本部を設置し、県対策本部長は下記の班を設置する。
 - ①防疫総括班(以下「県防疫総括班」という。)
 - ②防疫対応班(以下「県防疫対応班」という。)…家保内に設置
 - ③総務調整班(以下「県総務調整班」という。)
 - ④保健班(以下「県保健班」という。)
 - ⑤野鳥対応班(以下「県野鳥対応班」という。)
- 県対策本部長は、各地域防災危機管理監(大津地域においては農政水産部長)に対し、現地および地域対策本部の設置を指示する。

【第3ステージ】

- 動物衛生課が病性判定の結果に基づき、当該家きんを患畜または疑似患畜と判定した場合、県対策本部は、その旨を当該家きんの所有者および疑い事例発生を周知したすべての者に連絡し、判定結果を公表するとともに、防疫措置を開始する。
- ただし、動物衛生課が家きんを患畜または疑似患畜でないと判定した場合は、その旨を当該家きんの所有者および疑い事例発生を周知したすべての者に連絡し、「高病原性鳥インフルエンザ等否定」を公表する。

【第4ステージ】

- 県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、以下の時点を死体および汚染物品の処理の完了とし、発生農場における消毒が終了した時点で防疫措置完了とする。

①焼却の場合	焼却のため死体および汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内のすべての死体および汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点。
②埋却の場合	死体および汚染物品のすべての埋却作業が終了し、埋却地の消毒作業が終了した時点。
③発酵による消毒の場合	死体および汚染物品の病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点。 なお、発酵による消毒(封じ込め)を行う場合は、動物衛生課と協議を行う。

- ・ 防疫措置完了後 28 日間は、制限区域等内の農場に対する確認検査を実施し、動物衛生課と協議のうえ制限区域等を解除する。制限区域等が解除されるまでの間は、必要な対応を継続する。
- ・ 防疫措置完了および制限区域等解除について、関係機関に連絡するとともに、プレスリリースを行う。

(1) 県防疫総括班

ア 総務係

- 県防疫総括班の総括
- 防疫方針の策定
- 防疫措置の全体調整
- 家畜防疫連絡調整員の動員調整
- 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

【第2～第3ステージ】

(ア) 県防疫総括班の総括

県対策本部各班との連絡調整のもと、各係に対応を指示する。

幹事会および本部員会議の開催時間等について、県総務調整班(総務係)と調整を行う。

(イ) 防疫方針の策定

病性判定に備え、県防疫対応班(総務係)、現地防疫対応班(調整係)および各地域総務班(総務係)と調整のうえ、速やかに次の内容について措置を講じ、防疫方針を作成する。

- a 当該農場の家きん舎等の配置の把握
- b 周辺農場の家きん飼養状況の整理
- c 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員および資材の確保(国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。)
- d 患畜および疑似患畜の死体、汚染物品の処理に係る埋却地または焼却地等の確保(農林水産省が保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。)
- e 消毒ポイントの設置場所の選定

(ウ) 防疫措置の全体調整

県対策本部各班ならびに現地および各地域対策本部における防疫対応の準備状況を確認し、必要な調整を行う。

(エ) 防疫措置に係る動員調整

a 家畜防疫連絡調整員の動員調整

(a) 県防疫対応班(総務係)および現地防疫対応班(調整係)と、家畜防疫連絡調整員の配置場所、集合場所、集合時間および作業クール等の調整を行う。

(b) 各所属長(発生地域の農業農村振興事務所を除く)に各クール動員可能な家畜防疫連絡調整員の確認を依頼する(別記様式1-1)。

- (c) 家畜防疫連絡調整員動員リスト(別記様式1-2)を作成する。
- (d) 各所属長および県防疫対応班(総務係)に「家畜防疫連絡調整員動員リスト」(別記様式1-2)を送付し、配置を指示する。

b 現地応援隊第2部隊の動員調整

- (a) 現地防疫対応班(調整係)から現地応援隊第2部隊の動員要請を受けた場合、各所属へ動員を要請する(現地対策本部構成所属は除く)。
- (b) 各所属からの報告をもとに名簿を作成して現地防疫対応班(調整係)へ報告するとともに、現地応援隊第2部隊へ集合場所、集合時間等を連絡する。

c 防疫作業従事者の動員調整

- (a) 県防疫対応班(総務係)から報告された防疫措置に必要な防疫作業従事者数をもとに、各部局および各地域に必要な人数を振り分け、県防疫総括班(動員調整係)に「防疫作業従事者リスト」(別記様式3)の作成を依頼する、
- (b) 県防疫総括班(動員調整係)より「防疫作業従事者リスト」(別記様式3)を受け取り、県防疫対応班(総務係)、県保健班、現地総務班(総務係)および現地防疫対応班(調整係)へ送付する。

(オ) 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

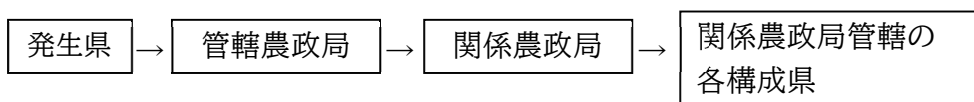
a 動物衛生課

- (a) 県防疫対応班から報告を受けた簡易検査結果や疫学情報等について、以下の様式を動物衛生課へ報告する(第1ステージの間に未報告の場合)。
 - ①「異常家きんの症状等に関する報告」(防疫指針 別記様式2-1)
 - ②「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」(防疫指針 別記様式2-2)
- (b) (a)の報告の後、(イ)の a から e の内容について、速やかに(遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで)に動物衛生課に報告する。
- (c) 県防疫対応班から報告のあった遺伝子検査結果を動物衛生課に送付し、病性判定の結果を待つ。
- (d) 疫学関連家きんが存在すると県防疫対応班(総務係)より報告を受けた場合は、動物衛生課に連絡のうえ、疫学関連家きんを決定する。

b 近畿農政局および都道府県

- (a) 近畿農政局を通じ関係府県へ報告する。
- (b) 制限区域がかかる府県および発生農場と疫学的に関連した農場が所在する都道府県に対しては、原則として直接連絡する。

【中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議連絡網】



c 市町

- (a) 疑い事例が発生した市町へ報告し、防疫対応への協力を要請する。
- (b) 処分する家きんおよび汚染物品の評価人について、発生市町へ依頼する。
- (c) 焼却処分実施の際、住民説明会の開催について市町の協力を要請する。

d 関係団体

- (a) 県防疫対応班(総務係)に対し、「家畜衛生情報(疑い事例の発生)」(別記様式18-2)の発信を指示する。
- (b) 処分する家きんおよび汚染物品の評価人について、養鶏関係団体へ依頼する。
- (c) 焼却処分実施の際、住民説明会の開催について焼却施設の協力を要請する。

- (d) 県警本部に対し必要な警戒対応を要請する。

【第3ステージ】

- (ア) 県対策本部幹事会および県対策本部員会議にて患畜または疑似患畜と決定したことを報告し、幹事会構成員に必要な対応を指示する。

- (イ) 動物衛生課との協議に基づき、具体的な防疫方針を策定し、県総務調整班(総務係)と調整のうえ、広報係にプレスリリース(別記様式19-1)を依頼する。

- (ウ) 制限区域内の小規模家きん飼養者(教育機関等)に対し制限区域内に該当すること、および指導内容について周知するよう主管課と調整する(参考資料2「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照)。

- (エ) 県対策本部各班、現地および各地域対策本部における防疫作業ならびに消毒ポイント等における運営状況を確認し、必要な調整を行う。

- (オ) 本病発生に伴う以下の内容について、公示や通知等を行う。
家伝法第13条第4項に基づき、情報係の作成した資料をもとに本病の発生を公示し、関係機関および関係団体へ報告または通報する。
 - a 家伝法第58条第5項および同法施行規則第62条に基づき、あらかじめ選定していた評価人に「評価人依頼書」を発行するとともに、県防疫対応班(評価係)に対し、評価の開始を指示する。
 - b 県防疫対応班(総務係)に対し、「家畜衛生情報(滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。)」(別記様式19-2)の発信を指示する。
 - c 県防疫対応班(総務係)に対し、家伝法第16条第1項に基づく「と殺指示書」(防疫指針 別記様式5)の発行を指示する。
 - d 家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年8月1日滋賀県規則第30号)第3条に基づき、移動制限ならびに搬出制限の公示を行うとともに、家きん飼養農家、関係機関および関係団体へ通知する。

- (カ) 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整
 - a 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について、近畿農政局を通じ関係府県へ報告する。ただし、制限区域がかかる府県ならびに発生農場と疫学的に関連した農場が所在する都道府県に対しては、原則として直接連絡する。
 - b 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について発生市町へ連絡する。
 - c 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について関係団体本部へ連絡する。

- d 情報係の作成した資料をもとに制限区域内の移動等の対象外および家きん集合施設の開催等の制限の対象外の措置を行うため、動物衛生課と事前協議を実施する。

【第4ステージ】

- (ア) 動物衛生課との協議のもと、防疫措置完了から制限区域等解除に係る対応について各係に指示する。
- (イ) 県対策本部各班、現地および各地域対策本部における防疫措置進捗状況を確認し、制限区域等解除まで必要な調整を行う。
- (ウ) 消毒ポイントの運営状況を確認し、運営時間変更や改廃の決定を行う。
- (エ) 関係団体本部および関係府県へ、制限区域等が解除されるまでの間、防疫措置の実施状況等を周知する。

イ 情報係

- 発生状況、防疫対応状況等の情報収集
- 広報資料等の作成

【第2ステージ～第4ステージ】

- (ア) 発生状況、防疫対応状況等の情報収集
県防疫対応班(総務係)からの発生状況や防疫対応状況、現地および各地域対策本部からの防疫対応状況について、写真や映像を含めた情報を収集および管理する。
収集した情報を幹事会、本部員会議、また県のホームページ等に用いる資料としてとりまとめる。
- (イ) 広報資料等の作成
本部員会議、幹事会に用いる資料を作成する。

【第2ステージ】

- (ア) 広報資料の作成およびプレスリリース
- a 疑い事例発生および対応について、プレスリリース(別記様式18-1)を作成し、県総務調整班(総務係)と調整のうえ、県総務調整班(広報係)へ発出を依頼する。
 - b プレスリリースに係る以下の資料について準備を行う。
 - (a) 疑似患畜の確認について(別記様式19-1)
 - (b) 防疫措置状況(別記様式20)
 - c 公示等に係る以下の資料について準備を行う。
 - (a) 家畜伝染病発生の公示
 - (b) 家畜等の移動および搬出の禁止の公示
 - (c) 家きんの移動禁止指示書(家保が別に定める様式)
 - (d) 評価人依頼書(家保が別に定める様式)

【第3ステージ】

(ア) 広報資料の作成およびプレスリリース

- a 第2ステージ(ア)のbで準備した資料について、県総務調整班(広報係)に発出を依頼する発出する。
- b 第2ステージ(ア)のcで準備した資料について、総務課と調整し、告示を行う。
- c 防疫措置状況等のプレスリリース(別記様式20)を作成し、県総務調整班(広報係)に発出を依頼する。
- d 動物衛生課との協議に基づき、高(低)病原性インフルエンザの遺伝子検査結果(病性および亜型確定)のプレスリリース(別記様式21)を作成し、県総務調整班(広報係)に発出を依頼する。

(イ) 資料の作成

制限区域内の移動等の対象外および家きん集合施設の開催等の制限の対象外の措置を行うための協議資料(家保が別に定める様式)を作成する。

【第4ステージ】

家畜等の移動および搬出の禁止解除の公示およびプレスリリースを行う。

ウ 庶務係

- 手当金、負担金等に関すること
- 所要経費の確保および支出に関すること

【第2ステージ】

(ア) 手当金、負担金等に関すること

手当金、負担金等に関する必要書類の様式を確認する。

(イ) 所要経費の確保および支出に関すること

- a 防疫措置に係る経費の概算を算出し財政課と協議する。
- b 物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行う。
- c 現地および地域対策本部各班または係から送付される会計書類を整理し、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。

【第3ステージ以降】

(ア) 手当金等に関すること

総務係と連携、調整のもと、手当金等に関する必要書類(家保が別に定める様式)の確認を行う。

(イ) 所要経費の確保および支出に関すること

防疫対策に係る経費の概算を算出し、財政課との協議を進める。
物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行う。
防疫対策に係る経費をとりまとめて管理する。

(ウ)経営再開に係る資料提供および相談対応を行う。

工 資材管理係

- 協力要請団体との連絡調整
- 防疫資材に係る連絡調整

【第2ステージ】

(ア) 協力要請団体との連絡調整

- a 協力要請団体本部へ協力要請を行うとともに、現地および各地域対策本部へ協力要請団体支部等との連絡調整を指示する。
- b 消毒ポイントの業務委託について、受託事業者、現地および地域総務班との調整を行う。
- c 農場周辺の通行の制限または遮断箇所において交通整理、車両誘導等が必要な場合は、協力要請団体へ協力要請を行う。

(イ) 防疫資材の調達と連絡調整

防疫資材のうち県対策本部調達品(県防疫対応班調達品を除く。)を発注する。納品等については県防疫対応班(総務係)、現地防疫対応班(調整係)、消毒ポイントを設置する地域総務班(総務係)と調整する(「別冊7(防疫資材の管理・調達)」参照)。

現地防疫対応班(調整係)、地域総務班(総務係)または県防疫対応班(総務係)において速やかな確保が困難な防疫資材を調達する。また、国等の備蓄資材の借用が必要な場合、県防疫総括班(総務係)に報告する。

【第3ステージ】

(ア) 協力要請団体との委託調整

協力要請団体本部へ患畜または疑似患畜決定を連絡するとともに消毒ポイント等の委託契約を締結し、業務を委託する。

(イ) 防疫資材の調達と連絡調整

現地防疫対応班(調整係)、地域総務班(総務係)または県防疫対応班(総務係)において調達が困難である旨連絡があった資材について発注する。納品等については、現地防疫対応班(調整係)と調整する(「別冊7(防疫資材の管理・調達)」参照)。

必要に応じ、国等の備蓄資材の受渡しについて現地防疫対応班、備蓄資材の貸出し機関との調整を行う。

【第4ステージ】

(ア) 協力要請団体に対し、制限区域等が解除されるまでの間、防疫措置の実施状況等を周知し、必要な依頼を行う。

(イ) 国等の備蓄資材を借用した場合、返却について現地防疫対応班、備蓄資材の貸出し機関との調整を行う。

オ 動員調整係

- 動員計画の調整
- 県外派遣者等に係る調整

【第2ステージ～第3ステージ】

(ア)動員計画の調整 (第3 防疫作業従事者の動員方針 参照)

- ・ 県防疫対応班(総務係)から必要人数の報告を受け、県庁各部局主管課および地域総務班(総務係)に対し、防疫作業従事者の選定および「防疫作業従事者リスト」(別記様式3)の作成を依頼する。
- ・ 県庁各部局主管課および地域総務班(総務係)を通じ、集合場所や時間等の必要事項(別記様式4「防疫作業従事者の方へ」参照)を防疫作業従事者へ周知する。
- ・ 現地および地域総務班(総務係)より消毒ポイントの防疫作業従事者に不足が見込まれるとの報告を受けた場合には、必要な数の防疫作業従事者を防疫作業従事者動員名簿から選定する。
- ・ 提出されたリストをとりまとめ、従事者を決定した後、県防疫総括班(総務係)、県庁各部局主管課および各地域総務班(総務係)へ送付するとともに、県防疫総括班(総務係)、を通じて、県防疫対応班(総務係)、県保健班、現地総務班(総務係)および現地防疫対応班(調整係)へリストを送付する。

(イ)県外派遣者等に係る調整

- ・ 県職員以外の派遣者については総務係から動物衛生課、市町、団体等へ派遣要請される。
- ・ 重機のオペレーター等建設業協会については現地防疫対応班から建設業協会支部等に協力要請される。
- ・ これら県職員以外からの動員者の決定を受け、派遣元に情報の提供を依頼し、名簿(別記様式3を利用)を作成する。
- ・ 必要に応じ宿泊地の手配等、受入れに関する調整を行う。

【第4ステージ】

(ア)周辺農場の調査等において家畜防疫員等が不足する場合には、受入れに関する対応を引き続き行う。

(イ)県外派遣者の派遣元に対し、メンタルケアを含めた防疫作業従事者への対応について依頼周知する。

(2) 県防疫対応班

- ・ 班長は、必要に応じ本部員会議等に参加するとともに、移動制限が解除されるまでの間、各係の作業量に応じて家畜防疫員を配置し、各係に対応を指示する。
- ・ 制限区域の解除後は、当該農場における経営再開を支援する。家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議のうえ、家きんの再導入のため検査等を実施する。

ア 総務係

- 県防疫対応班の総括
- 県防疫総括班との調整
- 防疫作業の人員配備計画の作成
- 家畜防疫連絡調整員との連絡調整
- 情報の収集および発信
- と殺指示書の作成
- 備蓄品の管理

【第2ステージ】

(ア) 県防疫対応班全体の総括

(イ) 県防疫総括班との調整

- ・ 県防疫対応班各係からの報告等を県防疫総括班(情報係)に送付するとともに、必要に応じて班長または係員が本部員会議に参加する。
- ・ 県防疫対応班(発生地係)が作成した防疫作業動線案を県防疫総括班(総務係)に送付する。
- ・ 県対策本部が決定した防疫方針を、県防疫対応班各係に連絡する。
- ・ 国との協議が必要な事項をとりまとめ、県防疫総括班(総務係)に協議を依頼する。

(ウ) 防疫作業の人員配備計画の作成

- ・ 農家個別防疫マニュアルおよび県防疫対応班(発生地係)からの情報に基づき、防疫作業に従事する防疫作業従事者数(作業班別人数)を算出し、県防疫総括班(動員調整係)に報告するとともに、現地防疫対応班(調整係)にも共有する。
- ・ 防疫措置完了までの家畜防疫員および家畜防疫連絡調整員の配備計画を作成し、県防疫総括班(総務係)、現地総務班(総務係)および現地防疫対応班(調整係)に連絡する。

(エ) 家畜防疫連絡調整員の動員にかかる調整

- ・ 県防疫総括班(総務係)および現地防疫対応班(調整係)と、家畜防疫連絡調整員の配置場所、集合場所および集合時間調整を行う。
- ・ 県防疫総括班(総務係)から「家畜防疫連絡調整員動員リスト」(別記様式1-2)を受理する。

(オ)備蓄品の管理等

- ・ テント基地、農場内、焼埋却地、集合場所および消毒ポイントに搬出する備蓄品の準備を行う。

「防疫資材輸送伝票」(別記様式16)を作成し、搬入先に渡す。

テント基地および農場内で用いる備蓄資材については、搬入の手配をする。

現地応援隊に搬入の応援を要請する場合は、現地防疫対応班(調整係)に連絡する。

- ・ 備蓄品の在庫管理を行い、以下の資材が不足する場合、発注する(「別冊7(防疫資材の調達・管理)参照」)。

分類	資材	
消毒薬	消石灰	逆性石鹼(パコマ等)
	消毒用エタノール	
防護具	防護服	ゴーグル
	防塵マスク	内側手袋(薄手)
殺処分使用資材	炭酸ガス	—
防疫資材	感染性廃棄物容器(45L)	感染性廃棄物容器(20L)
その他	ブーツカバー	

- ・ 家畜防疫連絡調整員、現地防疫対応班(調整係)または地域防疫対応班からの不足品の調達要請を受け、備蓄品を搬出または搬出の手配をする。「防疫資材輸送伝票」(別記様式16)を作成し、搬出先に渡す。
- ・ 不足品の調達が困難な場合は、県防疫総括班(資材管理係)に調達を要請する。

(カ)家畜衛生情報の発信

県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産関係団体、飼料会社等に、「家畜衛生情報(疑い事例発生)」(別記様式18-2)を発信する。

(キ)と殺指示書の作成準備

県防疫対応班(評価係)から当該農場における詳細な飼養羽数等の報告を受理後、病性判定後の交付に備え、「と殺指示書」(防疫指針 別記様式5)を作成する。

(ク)疫学関連家きんの協議

県防疫対応班(疫学調査係)から疫学関連家きんの存在の報告を受けた場合、県防疫総括班(総務係)を通じて動物衛生課と協議し、疫学関連家きんを決定する。

(ケ)農場の従業員の情報を現地保健班に共有する

県防疫対応班(発生地係)より報告のあった、発生農場従業員の情報が入った「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」を現地保健班に報告する。

【第3ステージ】

(ア) 県防疫対応班全体の総括・連絡調整

- ・ 県防疫対応班を指揮するとともに、県対策本部他班との連絡調整を行う。
- ・ 防疫方針および作業の進捗状況を確認し、係シフトを決定する。
- ・ シフト交代時は家畜防疫員が持ち場に移動する前にミーティングを行い、作業内容を共有する。

(イ) 県対策本部との調整

国との協議が必要な事項をとりまとめ、県防疫総括班(総務係)に協議を依頼する。

(ウ) 家畜衛生情報の発信

県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産関係団体、飼料会社等に「家畜衛生情報(滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。)」(別記様式19-2)を発信する。

(エ) と殺指示書の交付・指示

「と殺指示書」(防疫指針 別記様式5)の交付を発生地係に指示するとともに、県防疫対応班発生地係、集合場所係および焼埋却係に防疫作業開始時刻を連絡し、と殺を指示する。

(オ) 畜産関係者等への指導

制限区域等内の中規模以上の家きん飼養者、獣医師等の畜産関係者、飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者および化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設に対して、防疫指針留意事項45に基づき指導を行う。

(カ) 家伝法第52条に基づく死亡羽数徴求の対応

中規模以上の家きん飼養者からの死亡羽数報告をとりまとめ、県防疫総括班(総務係)へ報告する。

【第4ステージ】

(ア) 県防疫対応班全体の総括・連絡調整

(イ) 情報の収集および発信

- ・県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産関係団体、飼料会社等に、「防疫措置完了」の家畜衛生情報を発信する。また、制限区域が解除されるまでの間、防疫作業の進捗状況に応じて、同様に情報発信する。
- ・制限区域が解除された場合には、「搬出制限区域解除または移動制限区域解除」の家畜衛生情報を発信する。

(ウ) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求の対応

中規模以上の家きん飼養者からの死亡羽数報告をとりまとめ、県防疫総括班(総務係)に報告する。

イ 発生地係

- 先遣隊の派遣
- 防疫作業動線案の作成
- テント基地の設営
- 農場の緊急消毒の実施
- 発生農場全体の統括・指揮

【第2ステージ】

(ア) 先遣隊の派遣

- ・ 先遣隊として、家畜防疫員を農場に派遣する。
- ・ 先遣隊は、農家個別防疫マニュアルの農場平面図、家きん舎詳細図、殺処分案等の資料をA3版および耐水紙に印刷し持参する。また、本マニュアル内の「別冊2(救護マニュアル)」および様式5～15のうち必要な記録様式等を耐水紙に印刷し、持参する。
- ・ 公用車に「先遣隊搬入資材一覧」(別記様式2)の資材を積込み、農場に運搬する。
- ・ 先遣隊は通行の制限または遮断を行う箇所で用いる資材を市町職員に受け渡すとともに、それに伴う作業を依頼する(「別冊5(通行の制限または遮断)」参照)。

(イ) 防疫作業動線案等の作成

- ・ 当該農場における飼養頭数情報、従業員情報、疫学情報(緊急立入時の聴取内容を含む。)等の収集を行い県防疫対応班(総務係)に報告する。
- ・ 持参した資料をもとに緊急立ち入りをした家畜防疫員と協力し、現場の状況に応じて防疫作業動線を作成する。
- ・ 家畜防疫連絡調整員、現地対策本部員および現地応援隊とともに、現地のゾーニング(清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け)を行う。
- ・ 作業動線上に排せつ物や不要物などがある場合、農場の従業員に協力を要請し、除去する。
- ・ Logo チャット等を用いて県防疫対応班(総務係)に防疫作業動線案とゾーニングを報告する。

(ウ) 農場の緊急消毒等の病原体拡散防止措置の実施

農場に運搬した資材を用いて、農場にいる家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員、現地対策本部員および現地応援隊員が、農場の緊急消毒等の病原体拡散防止措置を実施する(参考資料「発生農場の消毒」参照)。

(エ) テント基地の設営(「別冊3(テント基地・集合場所運営)参照」)

- ・ 清浄ゾーンおよびグレーゾーンを消毒のうえ現地防疫対応班(テント基地係)と連携し、テント基地の設営確認を行う。
- ・ 埋却地用のテント基地を設置する場合は、現地防疫対応班(焼埋却係)と連携し、埋却地のゾーニングとテント基地の設営確認を行う。

【第2ステージ、第3ステージ共通】

(ア) 発生農場全体の統括、指揮

- ・テント基地(本部テント)に防疫統括責任者1名、防疫統括責任者補助を必要に応じて1名、農場内に防疫作業リーダー1名、防疫作業サブリーダーを必要に応じた人数配置する。
- ・防疫統括責任者は発生農場周辺(テント基地、農場内および埋却地を含む)を統括、指揮する。また、定期ミーティング等を行い、協力要請団体と情報共有する。
- ・防疫作業リーダーは農場内の作業全体を指揮する。

(イ) テント基地に到着した防疫作業従事者への対応

防疫統括責任者は、防疫作業従事者のテント基地到着後、防疫作業従事者リストを受け取る。受け取ったリストは保管し、クール終了後のバス到着時に添乗してきた現地防疫対応班(集合場所係)に渡す。また防疫統括責任者は、防疫作業従事者に対して、防疫作業の進捗状況等を説明のうえ、具体的な作業については防疫作業リーダーや防疫作業サブリーダーに従うよう指示する。

【第3ステージ】

総務係からの連絡により、以下の対応を行う。

(ア) 家きんの所有者等への患畜または疑似患畜と決定したことの説明

防疫統括責任者は家きんの所有者等の心情に十分に配慮したうえで、関係法令の内容、所有者等の義務、防疫方針、および家伝法第52条の3の規定により行政不服審査法に基づく審査請求をすることができないことについて説明する。また、県防疫対応班(総務係)が作成した「と殺指示書」を家きんの所有者に交付する。

(イ) 殺処分作業および汚染物品回収作業

防疫作業サブリーダーは、防疫作業従事者への殺処分および汚染物品回収作業の指導を行い、防疫作業リーダーは、防疫作業全体の指揮を行う。

(ウ) 防疫作業従事者の作業時間の管理

防疫統括責任者は、防疫作業従事者の交代時間、作業時間および休憩時間等を管理し、農場の入退場等が円滑に行われるよう各係に指示する。

ウ 集合場所係

- 防疫作業従事者の班分け
- 集合場所における防疫作業説明
- 防疫作業従事者の移動開始時の指示

【第2ステージ、第3ステージ共通】

(ア) 防疫作業従事者の受入れ

現地防疫対応班(集合場所係)および家畜防疫連絡調整員と協力して防疫作業従事者の受入準備を整え、順次、受入れを行う。

(イ) 防疫作業従事者の班分け

- ・班分けは体力や体調を配慮のうえ行う。
- ・県防疫対応班(総務係)が作成した作業班別人数をもとに、下記のとおり班分けを行う。
 - ①サポート班
 - ②農場班 1班～〇班
 - ③焼却地班 or 埋却地班
- ・班名を防疫作業従事者リストに記入するよう現地防疫対応班(集合場所係)に指示する。
- ・従事者に、班名を明記した班分け札(ラベルシール等)を渡し、衣服の胸部に貼るよう指示する。

【班分け札の見本】

①クール
農 1

②クール
サポ

③クール
埋

(ウ) 集合場所における防疫作業説明

説明に必要な資料および殺処分作業の動画等を用意し、防疫作業従事者に下記の内容を伝える。

- a 防疫作業が家畜伝染病予防法に基づく防疫措置であること
- b 病性判定の予定時間および陰性の場合は解散となること
- c 農場の場所(移動に要する時間)、移動方法
- d 農場および家きん舎見取り図、移動動線、殺処分を進める家きん舎の順
- e 作業内容(動画等を活用する)
- f 現地における指揮系統
- g 作業の進捗により割り当てられる作業内容が変更になる場合があること
- h 作業にあたっての注意事項
- i 班長の役割

(エ)農場への移動開始時の指示

- ・ 防疫措置開始時間および第1クールの移動開始時間について、家畜防疫連絡調整員を通じてテント基地の家畜防疫連絡調整員に確認する(集合場所の家畜防疫連絡調整員が配置されない場合は家畜防疫員が行う)。現地防疫対応班(集合場所係)に指示して防疫作業従事者の移動を開始させる。第2クール以降については、バスの運行スケジュールに従い、現地防疫対応班(集合場所係)に指示して防疫作業従事者を移動させる。
- ・ 防疫作業従事者の出発時、バスに添乗する集合場所係に対して、防疫作業の帰りに消毒ポイントに立ち寄るよう伝える。
- ・ バス出発時に、テント基地に連絡するよう、家畜防疫連絡調整員に伝える。

工 原因究明係

- 環境サンプル採取(感染経路の究明のために行う検体の採取)
- 当該農場における情報収集
- 農林水産省から派遣される疫学調査チームへの対応

【第2ステージ】

(ア)環境サンプル採取

- ・ 感染経路の究明のために、農場消毒前に検体の採取を行う。
- ・ 検体の種類および検体数は、農場ごとの飼養状況や、発生状況、畜舎構造等に応じて、県防疫対応班(総務係)より県防疫総括班(総務係)を通じて動物衛生課と協議の上、決定する。

(イ)疫学調査チームへの対応

農林水産省は、患畜または疑似患畜であると決定した場合、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家畜疾病小委員会に設置した疫学調査チームを発生都道府県に派遣することから、その派遣された疫学調査チームに同行し、疫学調査等を実施する。

- ・ 県防疫対応班(総務係)を通じて県防疫総括班(総務係)に、同行者を報告し、疫学調査チームとの集合場所や集合時間の調整を行う。
- ・ 疫学調査時には、農場の管理者への聞き取りも行われることから、農場に疫学調査への立ち合いを依頼する。

【第3ステージ】

疫学調査チームへの対応

疫学調査チームに同行し、疫学調査等を実施する。

オ 焼埋却係

- 焼却地における防疫対応
- 埋却地における防疫対応

(別冊6「死体等の処理」参照)

≪焼却施設における防疫対応≫

【第2ステージ】

- ・現地防疫対応班(焼埋却係)と調整のうえ焼却施設を下見し、各施設のマニュアルを参考にしながら感染性廃棄物容器等の密閉容器の搬入動線や投入方法等を検討するとともに、焼却施設における防疫作業の準備を指揮する。
- ・県防疫総括班(総務係)と市町および焼却施設と協力し、必要に応じ焼却施設周辺住民に対する住民説明会を開催する。

【第3ステージ以降】

現地防疫対応班(焼埋却係)と協力し、密閉容器の受入れ準備を整える。防疫作業従事者の到着後は作業方法を説明し、作業を指揮する。

≪埋却地における防疫対応≫

【第2ステージ】

- ・現地防疫対応班(焼埋却係)と調整のうえ埋却候補地の現場確認および測量等に立会し、技術的助言を行うとともに、病性判定後の防疫作業に備える。
- ・埋却地に別途、テント基地を設置する場合は、家畜防疫連絡調整員、現地防疫対応班(焼埋却係)とともに、埋却地用のゾーニングとテント基地の設営を行う。
- ・重機作業員に対し、防護服の着脱および重機の消毒を指導する。

【第3ステージ】

- ・埋却地の掘削開始を指示し、汚染物品の受入れ準備を整える。
- ・防疫作業従事者の到着後は、作業方法を説明し、作業を指揮する。
- ・重機作業員に対し、防護服の着脱および重機の消毒を指導する。

カ 評価係

- 評価作業

【第2ステージ】

(ア) 病性判定前の評価作業

- ・飼養者に対し、評価に必要な購入伝票等の書類の準備を指示する。
- ・県防疫総括班(総務係)から選定した評価人および評価の開始の連絡を受け、選定された評価人に連絡し、農場に立ち入る際の集合場所や時間等の調整を行う。
- ・評価作業に使用する野帳(農林水産省の通知に基づき、家保が別に整備する)を耐水紙で準備する。
- ・農場に立ち入り、評価作業を行う。
- ・農場に立ち入り後、当該農場における飼養羽数の詳細が確定すれば、県防疫対応班(総務係)に LOGO チャット等で報告する。

【第3ステージ以降】

(ア) 評価に関する必要書類の作成事務

- ・引き続き農場において評価作業を行う。
- ・農場で記録した野帳等から手当金等申請に必要な書類を作成し、県防疫総括班(庶務係)に送付する。申請等が必要な書類については、直接所有者等と面談し、最終申請内容等の説明を行い、了承後に署名等をもらうものとする。

キ 疫学調査係

- 疫学関連家きんの調査

(指針第12を参照)

【第2ステージ】

(ア) 疫学関連家きんの調査

- ・発生地係の情報をもとに、疫学関連家きんに該当する家きんの有無について調査し、該当する疫学関連家きんが存在した場合は、県防疫対応班(総務係)に報告する。
- ・病性判定までの間に、立入調査のための準備を整える。

(イ) 汚染物品等の移動先調査

- ・発生地係の情報をもとに、卵等汚染物品の移動の有無について調査し、該当する汚染物品が存在した場合は、県防疫対応班(総務係)に報告する。

【第3～4ステージ】

動物衛生課との協議の結果、疫学関連家きんと決定した場合には、以下の対応を行う。

(ア) 疫学関連家きん飼養農場への連絡および家きん等の移動禁止指示書の交付

- ・当該農場に連絡し、疫学関連家きんの存在、立入検査の日時を伝達するとともに、家伝法第32条第1項に基づき、当該家きん等の移動禁止を指示する。
- ・立入検査時には、県防疫総括班(情報係)が作成した移動禁止に係る「家きん等の移動禁止指示書」を交付する。

(イ) 疫学関連家きん飼養農場への立入検査

- ・当該農場に立ち入り、臨床検査および簡易検査を実施する。
- ・当該農場に対し、家伝法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するよう指導する。
- ・患畜または疑似患畜との接触後(または疫学関連家きんと判定後)14日を経過した後に、再度立入検査を実施し、臨床検査および簡易検査(低病原性鳥インフルエンザの場合は、血清抗体検査)を実施する。

(ウ) 移動禁止の解除の伝達

県防疫対応班(総務係)を通じて、県防疫総括班(総務班)からの指示により、疫学関連家きんの所有者等に移動禁止の解除を伝達する。

ク 移動規制係

- 制限区域内の家きん飼養者への対応
- 発生状況調査の実施
- 制限の対象外に関する調査等の実施

【第2ステージ】

(ア) 制限区域内の家きん飼養者への対応

- ・発生農場を中心として半径3km以内にある家きん飼養者に対し、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動・出荷自粛ならびに発生状況確認検査への対応を電話で要請する。
- ・病性判定後は、制限区域内の農場に対して、毎日の死亡羽数報告を求めするため、制限区域内の家きん飼養者の連絡先等を確認する。

(イ) 発生状況確認検査の実施

- ・病性判定までの間、発生状況確認検査の対象農場の確認および準備を行い、病性判定後、原則として24時間以内に移動制限区域内(低病原性の場合は制限区域内)にある家きん飼養農場に臨床検査を実施する。なお、当該検査については、電話やオンライン会議システムを活用できる。(以下の臨床検査はすべて同じ。)
- ・小規模飼養者への対応の指示があった場合は対応する。

(ウ) 制限の対象外に関する調査等の実施

- ・病性判定後に制限の対象外となる事例の調査および出荷再開のための検査等の準備を行う。

(エ) 小規模飼養者リストを県防疫総括班(総務係)、現地防疫対応班(調整係)および地域防疫対応班に送付する。

【第3ステージ】

- ・発生農場を中心として、半径3km(低病原性の場合は1km)以内の区域を移動制限区域、半径10km(低病原性の場合は5km)以内の区域を搬出制限区域と設定し、以下の対応を行う。
- ・食鳥処理施設で発生した場合は、施設を中心とした半径1km以内を移動制限区域として設定する。

(ア) 制限区域内の家きん飼養者(中規模以上)への対応

a 移動制限区域内の家きん飼養者

家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が決定し、所有する農場が移動制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導を実施する。また、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動制限を指示し、防疫スケジュールについて説明する。

(a) 指導内容

- ・家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- ・農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。

・家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

(b) 発生状況確認検査

原則として、24時間以内に農場に対し臨床検査(電話での聞き取り可)を実施する。死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合は簡易検査を行う。

(c) 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができることを説明し、そのための立入調査を実施することを通知する。

(d) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求

制限区域等の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異状を発見した場合には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

b 搬出制限区域内の家きん飼養者

家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が決定し、所有する農場が搬出制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導および防疫スケジュールについて説明する。

(a) 制限区域内における制限等

原則として、搬出制限区域から家きん等を搬出することが制限され、移動制限区域内では家きん等の移動が制限されていることを説明する。

(b) 制限の対象外に関すること

制限の対象外に関すること、制限の対象外の協議のためには現場確認等が必要なことを説明する。

(c) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求および指導

搬出制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合(移動制限区域内と同様の異状)には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

(d) 発生状況確認検査(低病原性の場合のみ)

原則として、24時間以内に農場に対し臨床検査(電話での聞き取り可)を実施する。死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合は簡易検査を行う。

(イ) 制限の対象外に関すること

移動規制係は、県防疫総括班(総務係)と動物衛生課との協議の結果、移動の対象外の措置が認められた場合には、関係者に内容を周知するとともに、「家きん等移動申請書」により申請があった場合には、対応を行う。

【第4ステージ】

(ア) 制限区域内の家きん飼養者(中規模以上)への対応

a 移動制限区域内の家きん飼養者(清浄性確認検査)

防疫措置の完了後10日後が経過した後に、移動制限区域内全ての農場に対し臨床検査(電話での聞き取り可)を実施する。死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合は簡易検査

査を行う。

b 搬出制限区域内の家きん飼養者(搬出制限区域解除検査)

防疫措置の完了後 10 日後が経過した後に、農場(最大6戸)に対し臨床検査を実施する。死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合は簡易検査を行う。

c 監視強化区域解除検査

移動制限区域内のすべての農場の防疫措置完了後 28 日後が経過した後に、監視強化区域内の農場(最大6戸)に対し臨床検査(電話での聞き取り可)を実施する。死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合は簡易検査を行う。

ケ 病性鑑定係

- 高病原性鳥インフルエンザ等検査の実施

【第2ステージ】

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等検査の実施

- ・緊急立入を実施した家畜防疫員から検査材料を受け取り、検体容器外側等を十分消毒した後、防疫指針に基づき遺伝子検査を実施する。遺伝子検査を開始した時間を県防疫対応班(総務係)に報告する。なお、遺伝子検査結果が出た場合には、県防疫対応班(総務係)を通じて、県防疫総括班(総務係)にその内容を送付する。
- ・遺伝子検査開始後、必要とされる検査材料を調製し、動物衛生研究部門へ送付する。

【第3ステージ】

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等検査の実施

発生状況確認検査および清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で行う病性鑑定全般を実施する。

その他、異常家きん発見の通報に伴う検査も同様とする。

(イ) 感染症法に基づく届け出

感染症発生届(動物)を発生管内保健所長あてに提出する。

(3) 県総務調整班

ア 総務係

- 幹事会構成員および地域対策本部等との連絡調整に関すること
- 県対策本部幹事会および本部員会議の開催
- 消防支援業務の連絡調整に関すること

【第2ステージ】

(ア) 幹事会構成員および地域対策本部等との連絡調整

疑い事例の発生について、危機対応体制5号の連絡体制により幹事会構成員および各地域対策本部等へ報告する。

(イ) 県対策本部幹事会および本部員会議の開催

県防疫総括班(総務係)と協議のうえ開催時間等を決定し、県対策本部幹事会および本員会議の開催を調整する。

(ウ) プレスリリースの発出についての調整

疑い事例発生および対応についてのプレスリリース「高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)が疑われる事例の発生について」(別記様式18-1)について、県防疫総括班(情報係)と調整する。

(エ) 消防支援業務の連絡調整に関すること

疑い事例の発生について発生地域の消防本部(局)へ報告する。

【第3ステージ】

(ア) 幹事会構成員等に患畜または疑似患畜決定について連絡する。

(イ) 県防疫総括班(総務係)と協議のうえ開催時間等を決定し、県対策本部幹事会および本部員会議の開催を調整する。

イ 広報係

- 広報等に関すること

【第2ステージ、第3ステージ共通】

本部員会議等の公開に関する報道各社への対応、映像等資料の提供について県防疫総括班(情報係)と協議のうえ行う。なお、報道関係機関に対し、次の事項について協力を求める。

- ・プライバシーの保護に十分に配慮すること。
- ・本病のまん延防止ならびに円滑な防疫作業のため、発生農場での取材を厳に慎むこと。
- ・特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むこと。

【第2ステージ】

疑い事例発生および対応についてプレスリリース「高病原性鳥インフルエンザ(疑い事例発生)」(別記様式18-1)を行い、情報を逐次県ホームページに掲載する。

【第3ステージ】

患畜または疑似患畜決定および防疫対応について、県防疫総括班(情報係)と調整のうえ、国と同時にプレスリリース「高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の(疑似)患畜の確認について」(別記様式19-1)を行い、防疫措置の実施状況等(別記様式20)を逐次県ホームページに掲載する。

(4) 県保健班

ア 精神保健係

- 畜産農家等のこころのケアに関すること

当該農場の作業員等からの、精神的および身体的ストレスに関する相談窓口を設置するとともに、相談や問い合わせに対応する。

イ 感染対策係

- 人への感染対策に関すること

【第2ステージ】

(ア) 現地保健班との連絡調整のもと、当該農場の作業員や防疫作業従事者に対して、感染症法に基づく積極的疫学調査および健康調査等の準備を行う。

(イ) 防疫作業従事者へ周知が必要な事項について、必要な資料等を準備し、県防疫総括班(総務係)に送付し、防疫作業従事者への事前周知を依頼する。

【第3ステージ】

(ア) 現地保健班との連絡調整のもと、農場従業員等に対する健康調査を必要に応じ継続して実施する。

(イ) 現地保健班や他地域の健康福祉事務所等と調整のうえ、防疫措置の完了まで、健康調査等にかかる要員のシフト作成および必要な物品の補給を行う。

【第2ステージ、第3ステージ共通】

(ア) 現地保健班や他地域の健康福祉事務所等と調整のうえ、健康調査等を行う医療従事者の作業シフト作成および健康調査等に必要な物品の調達を行う。発注に際しては、県防疫総括班(庶務係)へ会計書類を送付する。

(イ) 県民からの感染症に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

ウ 食の安全係

- 環境衛生に関すること
- 食の安全に関すること
- 愛玩動物等に関すること

【第2ステージ、第3ステージ共通】

(ア) 環境衛生に関すること

埋却地周辺の水源等の情報を収集し、県民からの飲用水の安全性等、環境衛生に関する相談への準備を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

(イ) 食の安全に関すること

- a 県内の認定小規模食鳥処理場およびGPセンターへ本病の疑い事例発生および患畜または疑似患畜決定後の制限の対象と対象外になる要件について周知する。制限区域内の施設については、県防疫対応班と調整のうえ対応する。
- b 県民からの食の安全に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

(ウ) 愛玩動物等に関すること

制限区域内で対象家きんを取り扱う動物園や販売業者等へ本病の疑い事例発生および患畜または疑似患畜決定後の制限の対象と対象外になる要件について周知する。

(5) 県野鳥対応班

- 野鳥の検査等に関すること

- (ア) 国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集管理するとともに、県内における検査状況についてとりまとめる。
- (イ) 野鳥関係施設へ「疑い事例」、「患畜または疑似患畜決定の発生」について周知を行う。
- (ウ) 県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。
- (エ) 患畜または疑似患畜と決定した場合、死亡野鳥を搬入する場所が家保から自然環境保全課に変更されるため、関係者への周知等、受入れに関する準備を行う。

現地対策本部

【第2ステージ】

- ・疑い事例(簡易検査陽性の事例)が発生した農場を管轄する地域防災危機管理監は、県対策本部長の指示により、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、現地対策本部を設置する。
- ・現地対策本部長は、現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、現地対策本部に各班(現地総務班、現地防疫対応班、現地保健班、現地野鳥対応班)を設置する。

【第3ステージ】

- ・現地対策本部長は、病性判定の結果、患畜または疑似患畜と決定された旨を県対策本部から報告を受けた後、各班に防疫措置の開始を指示する。

(1) 現地総務班

ア 総務係

- 現地対策本部の総括
- 県対策本部等との連絡調整
- 防疫作業従事者等の動員調整
- 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

【第2ステージ】

(ア) 現地対策本部の総括

現地防疫対応班(調整係)と協議のうえ開催時間等を決定し、現地対策本部員会議の開催を調整する。

(イ) 県対策本部、関係機関との連絡調整

- a 現地防疫対応班(調整係)より現地対策本部各班の防疫対応の準備状況の報告を受けたうえ、県防疫総括班(総務係)へ報告する。
- b 管轄警察署へ疑い事例の発生と農場周辺の通行の制限または遮断箇所、消毒ポイント設置箇所を報告し、現地の確認と必要に応じた警戒対応を依頼する。
- c 必要に応じ、道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- d 市町、消防本部(局)へ疑い事例の発生と集合場所および消毒ポイントの設置場所を連絡する。

(ウ) 防疫作業従事者等の動員調整

- a 防疫作業従事者リストの受理
県防疫総括班(総務係)から防疫作業従事者リストを受理する。
- b 現地対策本部運営にかかる動員調整
現地防疫対応班(調整係)と連携し、現地対策本部運営に係る動員を調整する。
- c 消毒ポイントにおける動員調整
消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県防疫総括班(総務係)と調整する。

(エ)消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

- a 消毒ポイント設営に必要な資機材の搬入時間等を現地防疫対応班(調整係)と調整し、消毒ポイント係に報告する。
- b 県対策本部調達品の受け取り方法や搬入時間等を県防疫総括班(資材管理係)と調整し、消毒ポイント係に報告する。
- c 管外(地域対策本部が運営)の消毒ポイントについては、地域総務班(総務係)へ資機材の搬入時間等を連絡する。

【第3ステージ】

(ア) 現地対策本部の総括

- ・現地対策本部員に患畜または疑似患畜決定について連絡する。
- ・現地防疫対応班(調整係)と協議のうえ状況に応じ本部員会議を開催する。

(イ) 県対策本部、関係機関との連絡調整

- a 現地対策本部各班の防疫作業の進捗状況の報告をとりまとめ、県防疫総括班(総務係)へ報告する。
- b 各消毒ポイントの消毒ポイント係に患畜または疑似患畜と決定された旨連絡し、防疫措置(車両消毒)の開始を指示する。
- c 市町、管轄警察署、消防署(局)へ患畜または疑似患畜決定と防疫作業開始を連絡する。
- d 必要に応じ、道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。

(ウ)防疫作業従事者等の動員調整

第2ステージと同様

【第4ステージ】

(ア) 現地対策本部の総括

現地対策本部各班の防疫作業の進捗状況の報告をとりまとめ、県防疫総括班(総務係)へ報告する。

(イ) 関係機関との連絡調整

市町、管轄警察署、消防署(局)に対し、制限区域が解除されるまでの間、消毒ポイントの改廃等、防疫措置の実施状況等を周知する。

(ウ) 消毒ポイントにおける動員および運営に係る連絡調整

消毒ポイントにおける動員調整や運営に係る連絡調整について、継続して行う。

イ 消毒ポイント係

- 消毒ポイントの設営および運営の準備

【第2ステージ】

(ア) 消毒ポイントの設営および運営の準備

- a 消毒ポイント候補地に係員を配置し、現地防疫対応班(調整係)との調整のもと消毒ポイント候補地に必要な防疫資材を受入れ、消毒ポイントの設営および運営の準備を行う(別冊4「消毒ポイント」参照)。

- b 不足する防疫資材について、現地防疫対応班(調整係)に連絡し、「防疫資材発注簿」(別記様式6)に記録する。
- c 消毒ポイントの準備状況について、現地総務班(総務係)に報告する。
- d デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、消毒ポイントにおける防疫作業の様子を記録する(報道機関に提供するものも含む)。

【第3～第4ステージ】

- (ア) 消毒ポイントの運営を開始する。
 - (イ) 作業状況「消毒ポイント作業記録」(別冊4様式3)を現地総務班(総務係)に報告する。
 - (ウ) 不足する防疫機材について、現地防疫対応班(調整係)へ報告する。
 - (エ) 必要に応じ、消毒ポイントの業務委託に係る引き継ぎを行う。

(2) 現地防疫対応班

ア 調整係

- 現地防疫対応の総括
- テント基地、焼埋却地および集合場所の調整
- 現地応援隊員の動員調整
- 消毒ポイントの調整および管理
- 防疫作業従事者リストの受理
- 資材等の調達、管理および輸送
- 通行制限または遮断箇所の監視に係る市町との調整
- 住民説明会の調整および開催
- 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

【第2ステージ】

(ア) 現地防疫対応の総括

- a 現地対策本部運営に係る必要人数を現地総務班(総務係)へ報告する。現地防疫対応班各係の係員が不足する場合は、現地総務班(総務係)と調整する。
- b 集合場所、テント基地および焼埋却地における現地対策本部要員の人員配置を県防疫総括班(総務係)および県防疫対応班(総務係)に報告する。
- c 各係の防疫対応の準備状況を把握し現地総務班(総務係)へ報告する。

(イ) テント基地、焼埋却地および集合場所の調整

- a 焼埋却地、汚染物品処理方法等について、県防疫総括班(総務係)、県防疫対応班(総務係)および現地総務班(総務係)と協議する。
- b 焼埋却地および集合場所の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫作業実施を調整する。

(ウ) 現地応援隊員の動員調整

- a 農業技術振興センターへ現地応援隊員の派遣を要請し、農業技術振興センターと連携し、シフトを決定する。
- b 現地応援隊員のシフトを、現地防疫対応班(テント基地係および集合場所係)へ報告する。
- c 家保から備蓄資材の搬入について応援要請があった場合は、時間および必要人数を調整の上、農場技術振興センターに立ち寄り場所等を連絡する。

(エ) 家畜防疫連絡調整員の動員調整

県防疫総括班(総務係)および県防疫対応班(総務係)と、家畜防疫連絡調整員の配置場所、集合場所、集合時間および作業クール等の調整を行う。

(オ) 消毒ポイントの調整

- a 県防疫総括班(総務係)および県防疫対応班(移動規制係)と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。
- b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫作業実施の許可を得る。
- c 許可が得られなかった場合、県防疫総括班(総務係)と新たな候補地を協議し、必要な設

置箇所数を確保する。

d 許可が得られた消毒ポイントを現地総務班(総務係)に報告する。

(カ) 防疫作業従事者リストの受理および送付

県防疫総括班(総務係)から防疫作業従事者リスト、県防疫対応班(総務係)から作業班別人数を受理する。防疫作業従事者リストおよび作業班別人数を現地防疫対応班(集合場所係)、現地保健班に報告する。

(キ) 資材等の調達、管理および輸送(別冊7「防疫資材の調達・管理」参照)

a 現地対策本部の備蓄品について各係に搬入を指示する。

b 協力要請団体支部等と調整のうえ、現地緊急調達品を発注し、搬入時間、場所等の調整を行う。

c 管外(地域対策本部が運営する消毒ポイント)を含む全ての消毒ポイントに必要な防疫資材のうち、協力要請団体支部から調達する現地調達品を発注する。

e 集合場所およびテント基地の家畜防疫連絡調整員、各消毒ポイントの消毒ポイント係から連絡のあった不足防疫資材を調達する。

(ク) 通行制限または遮断箇所の監視員の派遣

発生市町へ農場周辺の通行制限または遮断箇所の監視のため職員派遣を要請する。

(ケ) 住民説明会等の調整および開催

農場、焼埋却地周辺住民に対し、高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例の発生に伴う殺処分等の防疫措置や、農場周辺の通行制限または遮断、最終処分方法等への周知および理解を得るため、県防疫総括班(総務係)および現地総務班(総務係)、市町および自治会と調整のうえ、住民説明会等を開催する。

(コ) 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

県防疫対応班(移動規制係)から小規模飼養者リストを受け取る。市町に小規模飼養者リストを送付するとともに、病性判定後に備えて制限区域内の小規模飼養者の把握と指導事項の周知について市町へ依頼する(参考資料2「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照)。

【第3ステージ】

(ア) テント基地、焼埋却地、集合場所、消毒ポイント等の調整および資材調達

a 各係に患畜または疑似患畜の決定を連絡し、防疫措置の開始を指示する。

b 発生市町に患畜または疑似患畜の決定を連絡し、防疫措置(通行の制限または遮断箇所の監視)の開始を連絡する。

c 焼埋却地、集合場所および消毒ポイントの施設管理者に対し、患畜または疑似患畜の決定および防疫措置を開始したことを連絡する。

d テント基地、農場内、焼埋却地、集合場所の進捗状況をとりとまとめ、現地防疫総務班(総務係)に報告する。

e テント基地および集合場所の家畜防疫連絡調整員、各消毒ポイントの消毒ポイント係から防疫資材の不足の報告があった場合は速やかに調達する。

(イ) 住民説明会の調整および開催

県防疫総括班(総務係)へ担当職員の出席を要請し、該当市町および現地総務班(総務係)と調整のうえ住民説明会を開催する。

(ウ) 小規模飼養者に関すること

- a 市町に、制限区域内の小規模飼養者に対し、以下の内容の周知を依頼する。
- (a) 患畜または疑似患畜の決定
 - (b) 制限区域内に該当すること
 - (c) 指導内容
 - (d) 家伝法第52条に基づく死亡羽数の報告
- b 市町に、a の(d)の死亡羽数の報告を依頼する。
- c 市町から報告のあった毎日の死亡羽数を 14 時までにとりまとめ、当日の 15 時までに県防疫総括班(総務係)へ報告する。

【第4ステージ】

(ア) 小規模飼養者に関すること

市町から報告のあった死亡羽数をとりまとめ、県防疫総括班(総務係)へ報告する。

(イ) 消毒ポイントの資材調達

消毒ポイントの消毒ポイント係から防疫資材の不足の報告があった場合は、調達する。

イ テント基地係

- テント基地の設営および管理
- 現地防疫対応の進捗把握および報告

(別冊3「テント基地・集合場所の運営」、別冊7「防疫資材の調達・管理」参照)
(テント基地には別冊2「救護対応マニュアル」を持参すること)

【第2ステージ】

(ア) テント基地の設営および管理

- a 県防疫対応班(発生地係)の助言のもと、現地応援隊員と連携し、農場の消毒とゾーニング(清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け)を行い、テント基地の設営を行う。必要に応じて、消石灰散布等による区分けを行う。
- b テント基地、農場内、通行制限および遮断箇所へ搬入される必要防疫資材を受入れ、テント基地用(通行制限および遮断箇所含む)および農場内用の防疫資材管理台帳(別記様式5)を作成する。家畜防疫連絡調整員および現地保健班と連携し、不足する防疫資材を確認する。
- c テント基地の防疫資材の在庫管理等を行い、「防疫資材管理台帳」(別記様式5)に記録する。

(イ) 防疫作業従事者等の受入れおよび誘導

- ・県防疫対応班(発生地係)と協力し、防疫作業従事者の受入れおよび誘導を行う。
- ・防疫作業従事者のサポート班を各テントに配置し、役割を指示する。
- ・農場内作業員(協力団体のオペレーター等)の誘導を行う。

(ウ) 農場周辺の通行制限および遮断箇所の設営(別冊5「通行の制限または遮断」参照)
必要資材を準備のうえ、市町の協力のもと、通行の制限または遮断に係る設営を行う。

(エ) 現地防疫対応の進捗把握および報告

テント基地における防疫対応の準備状況について、家畜防疫連絡調整員を通して現地防疫対応班(調整係)に報告する。

【第3ステージ】

(ア) テント基地の運営

a 各テント(着衣テント、脱衣テント、資材テント、休憩テント等)を管理する。

b 防疫資材管理台帳(別記様式5)等により、テント基地(農場内含む)の防疫資材を管理する。
不足する資材がある場合は、家畜防疫連絡調整員に報告する。飲食物が不足する場合は、
集合場所係と調整して補充する。

(イ) 防疫作業従事者等の受入れおよび誘導

第2ステージと同様

(ウ) 発生農場周辺の通行制限または遮断箇所の対応

発生農場周辺の通行制限または遮断箇所の監視状況を確認し、不足資材等がある場合は補充を行う。

(エ) 現地防疫対応の進捗把握および報告

【第4ステージ】

現地防疫対応班(調整係)と連携し、テント基地の撤収を行う。

ウ 焼埋却係

- 焼埋却地に係る防疫対応

(別冊6「死体等の処理」、別冊7「防疫資材の調達・管理」参照)

【第2ステージ】

(ア) 焼埋却地に係る防疫対応の準備

a 焼却の場合

・県防疫対応班(焼埋却係)の指揮のもと焼却施設管理者、建設業協会および市町、必要に応じ消防署等と調整を行い、焼却施設の確認と下見を行う。

・焼却作業に必要な資機材を確認し、現地防疫対応班(調整係)へ報告する。

・焼却地に搬入される必要資機材を受入れ、焼却施設の防疫資材管理台帳(別記様式5)を作成する。

・焼却作業に必要な資機材を焼却施設管理者、家畜防疫連絡調整員等と確認し、不足する資機材があれば現地防疫対応班(調整係)に報告する。

・密閉容器の投入方法等を確認するとともに、作業動線の確認等防疫作業の準備を進める。

- b 埋却の場合
- ・建設業協会や市町の立会いのもと、県防疫対応班(焼埋却係)の助言を受け、埋却候補地の現場確認および測量を行う。
 - ・埋却地用のテントを設置する場合は、県防疫対応班(焼埋却係)の指示のもと、ゾーニングとテント基地の設営、防疫資材の管理を行う。
 - ・埋却地に搬入される防疫資材を受入れ、埋却地の「防疫資材管理台帳」(別記様式5)を作成する。埋却作業に必要な防疫資材を確認し、建設業協会で調達可能なものは調達を依頼する。不足する防疫資材があれば現地防疫対応班(調整係)に報告する(建設業協会に依頼した内容も含める)。
 - ・埋却溝の掘削場所を決定し、重機等の動線を確認、整地、必要資機材の配置を行う等、埋却に必要な防疫作業の準備を進める。

【第3ステージ】

(ア) 焼埋却地等に係る防疫対応

a 焼却の場合

- ・焼却施設における準備を整え、運搬されてきた焼却物を受け入れ順次焼却する。
- ・密閉容器の搬入および焼却状況を「防疫作業進行管理台帳(焼埋却地用)」(別記様式14)に記入し、家畜防疫連絡調整員に報告する。
- ・不足する資材があった場合、家畜防疫連絡調整員へ報告する。
- ・家畜防疫連絡調整員が配置されない場合には、焼却状況、不足資材について、家畜防疫員の指示により、現地防疫対応班(調整係)に報告する。

b 埋却の場合

- ・埋却地の掘削、汚染物品の埋却作業を開始する。
- ・汚染物品の搬入および埋却状況を「防疫作業進行管理台帳(焼埋却用)」(別記様式13)に記録し、家畜防疫連絡調整員に報告する。
- ・不足する資材があった場合、家畜防疫連絡調整員へ報告する。
- ・家畜防疫連絡調整員が配置されない場合には、埋却状況、不足資材について、家畜防疫員の指示により、テント基地の家畜防疫員に報告する。

【第4ステージ】

焼却の場合、県防疫対応班(焼埋却係)の指揮のもと、焼却施設においての焼却作業を継続して行う。

Ⅰ 集合場所係

- 集合場所全体の統括、指揮
- 集合場所の設営、管理および運営
- 防疫作業従事者の誘導等

(別冊3「テント基地・集合場所の運営」、別冊7「防疫資材の調達・管理」参照)
(集合場所には別冊2「救護対応マニュアル」を持参すること)

【第2ステージ】

(ア) 集合場所全体の統括、指揮

集合場所リーダー1名を配置する。集合場所リーダーは集合場所全体を統括、指揮する。

(イ) 集合場所の設営、管理および運営

- a 県防疫対応班(集合場所係)、現地保健班および家畜防疫連絡調整員(必要に応じて配置)と連携し、集合場所の設営を行う。
- b 集合場所に搬入される必要防疫資材を受入れ、「防疫資材管理台帳」(別記様式5)を作成する。不足する防疫資材があれば現地防疫対応班(調整係)に報告する。報告した内容(日時、資機材名、数量等)を防疫資材発注簿(別記様式6)に記入する。
- c 防疫作業従事者の受け入れを開始する(【第3ステージ】参照)。

【第3ステージ】

※集合場所における防疫作業従事者の受け入れは、第3ステージ開始より早く開始する

(ア) 集合場所運営

- a 集合場所における防疫作業従事者の受け入れおよび誘導を行う。
- b 防疫資材管理台帳(別記様式5)等により、集合場所の資機材を管理する。不足する資機材等がある場合は現地防疫対応班調整係に報告する。
- c 集合場所における防疫作業に係る準備等について円滑に進行する。要救護者があった場合には救護対応を行う。

(イ) 防疫作業従事者の受け入れ

- a 防疫作業従事者リストを現地防疫対応班(調整係)より受け取り、県防疫対応班(集合場所係)に1部渡すとともに、リストをもとに受付で防疫作業従事者の確認を行う。
- b 集合場所における健康調査等について防疫作業従事者に指示し、円滑に進行する。
- c 県防疫対応班(集合場所係)が行った班分けにより、班名を記入した防疫作業従事者リストを3枚作成する。作成した防疫作業従事者リストのうち1枚を防疫作業従事者の各班の班長に手渡し、バス乗車時における班員の確認およびテント基地到着後は家畜防疫員に手渡すよう指示する。
- d 防疫作業従事者の手荷物(貴重品、鞆、マスク、衣類等)を預かり、管理する。

(ウ) 防疫作業従事者の誘導等

- a 人員輸送用バスの運行経路、乗降場所および消毒ポイント等について、運行者に指示するとともに、バスに添乗する。
- b 集合場所出発時、バス添乗員は防疫作業従事者の班長が行うバス乗車時の人員確認を補助する。従事後のテント基地出発時、名簿を県防疫対応班(発生地係)の防疫統括責任者より受け取り、防疫作業従事者の班長に渡し、バス乗車人数の確認を補助する。また、必要に応じて、バスの車両消毒や車内の汚れ対策を行う。
- c 防疫作業従事者を乗せたバスが集合場所を出発した際、テント基地にいる家畜防疫連絡調整員に報告する。
- d 防疫作業終了後の従事者を乗せたバスが農場を出発した報告を、テント基地の家畜防疫連絡調整員から受けたら、到着後速やかな防疫作業従事者誘導のため準備を行う。

オ 家畜防疫連絡調整員

- テント基地、農場内、焼埋却地および集合場所における連絡調整等
- 資機材の管理
- 家畜防疫員の補助
- 記録(写真および引き継ぎ書)の作成

(別途定める「家畜防疫連絡調整員手引書」も参照すること)

【第2ステージ】

- (ア) テント基地、農場内、焼埋却地および集合場所における連絡調整
 - a 現地防疫対応班(調整係)、テント基地、農場内、焼埋却地および集合場所の家畜防疫連絡調整員と必要に応じて相互に連絡調整を行う。
 - b 防疫作業の準備状況を定期的(概ね1時間ごと)に確認、記録し、現地防疫対応班(調整係)に報告する。

- (イ) 資機材の管理(別冊7「防疫資材の調達・管理」参照)
 - a 現地防疫対応班(テント基地係または集合場所係)等が作成した「防疫資材管理台帳」(別記様式5)を基に、不足する防疫資材がないか、別冊7に記載されている「必要防疫資材量等の目安」等を参考に、県防疫対応班(発生地係)、現地防疫対応班(テント基地係または集合場所係)と連携し、確認する。
 - b テント基地等で不足する防疫資材を現地防疫対応班(調整係)に報告する。
報告した内容(日時、防疫資材名、数量等)を「防疫資材発注簿」(別記様式6)に記入する。

- (ウ) 家畜防疫員の補助
農場、テント基地等の家畜防疫員を補助する。(農場の緊急消毒やテント基地のゾーニングを含む)

- (エ) 記録(写真および作業日誌)の作成
 - a デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、作業の様子を記録する(報道機関に提供するものを含む)。
 - b 引き継ぎ書(別記様式7)をテント基地、農場内、埋却地および集合場所ごとに作成する。

【第3ステージ】

- (ア) 農場内の防疫作業の進捗管理および報告
防疫作業従事者が作成する作業記録(別記様式11~15)を確認し、1時間ごとにテント基地の家畜防疫連絡調整員に進捗状況を報告する。なお、焼却地の家畜防疫連絡調整員は、現地防疫対応班(調整係)に報告する。

- (イ) テント基地における防疫作業の進捗報告
テント基地の家畜防疫連絡調整員は、1時間ごとに農場内の家畜防疫連絡調整員から作業進捗状況の報告を受け、防疫作業進行管理台帳(別記様式8~10)に記録し、1時間ごとに現地防疫対応班(調整係)に進捗状況を報告する。なお、焼却地の進捗状況は、焼却地の家畜防疫連絡調整員が、1時間ごとに現地防疫対応班(調整係)に報告する。

- (ウ) 資機材の管理および報告
テント基地および集合場所の家畜防疫連絡調整員は、現地防疫対応班(テント基地係および集合場所係)の作成する防疫資材管理台帳(別記様式5)により防疫資材の管理状況を確認する。不足する資機材があった場合は、現地防疫対応班(調整係)または県防疫対応班(総務係)に報告し、防疫資材発注簿(別記様式6)に記録する。
農場内(埋却地を含む)の家畜防疫連絡調整員は農場内の家畜防疫員と協力して防疫資材の管理状況を確認し、不足する場合にはテント基地の家畜防疫連絡調整員に報告する。
焼却施設の家畜防疫連絡調整員は、不足する防疫資材について現地防疫対応班(調整係)に報告する。

- (エ) 作業記録の作成
デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、作業の様子を記録する(報道機関に提供するものを含む)。

(オ) 引き継ぎ記録の作成

人員交代の際に円滑に業務が引き継がれるよう、引き継ぎ書(別記様式7)を作成する。

(3) 現地保健班

- 健康調査等に関する必要物品の調達
- 防疫作業従事者等(*)の健康調査等
- 人の健康および食の安全に関する情報提供
*感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者

【第2～第4ステージ】

(ア) 健康調査等に関する必要物品の調達

県保健班と調整のうえ、健康調査等に必要物品の調達を行う。
発注に係る会計書類をとりまとめ、県防疫総括班(庶務係)へ送付する。

(イ) 防疫作業従事者リストの受理

現地総務班から、防疫作業従事者リストを受理する。

(ウ) 防疫作業従事者等の健康調査等

(詳細は、別に定める「高病原性鳥インフルエンザ発生時健康調査マニュアル」参照)

- a 県防疫対応班庶務係より、発生農場の従業員の情報を受け取り、県保健班との連絡調整のうえ、発生農場の従業員等に対する健康調査等を行う。
- b 集合場所において、県保健班との連絡調整のもと、防疫作業従事前後の職員に対する健康調査等を行う。
- c 集合場所において、防疫作業従事者のうちサポート班に対し、テント基地における作業内容を説明する。
- d 現地防疫対応班(集合場所係およびテント基地係)と調整のうえ、集合場所およびテント基地における防護具の着脱指導および補助を行う。テント基地においては、サポート班に対して着脱補助についての作業指示を行う。

(エ) 人の健康および食の安全に関する情報提供

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を行う。

(4) 現地野鳥対応班

- 野鳥等への対応

【第2～第4ステージ】

県野鳥対応班および市町との調整のもと、管轄地域内における、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

検査数や結果について、定期的に現地総務班(総務係)に報告する。

地域対策本部

地域防災危機管理監は、県対策本部長の指示により、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域対策本部を設置する。

地域対策本部長は、防疫措置を支援するため、地域対策本部に地域総務班、地域防疫対応班、地域野鳥対応班を設置する。

(1) 地域総務班

ア 総務係

- 地域対策本部の総括
- 県対策本部等との連絡調整
- 防疫作業従事者等の動員調整
- 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

【第2ステージ】

(ア) 地域対策本部の総括

地域防疫対応班と協議のうえ開催時間等を決定し、地域対策本部員会議の開催を調整する。

(イ) 県対策本部、関係機関等との連絡調整

- 地域対策本部各班の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班（総務係）および地域防疫対応班へ報告する。
- 管轄警察署へ疑い事例の発生と管内の消毒ポイント設置場所を報告し、現地の確認と必要に応じた警戒対応を依頼する。
- 必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- 関係市町へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。
- 消防本部(局)へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。

(ウ) 防疫作業従事者等の動員調整

a 防疫作業従事者リストの作成

県防疫総括班(動員調整係)から必要人数の報告を受け、地域対策本部構成事務所等に対し、防疫作業従事者の選定を依頼し、「防疫作業従事者リスト」(別記様式3)を作成し、県防疫総括班(動員調整係)へ提出する(第Ⅱ章の第3「防疫作業従事者の動員方針」参照)。

b 防疫作業従事者への周知

県防疫総括班(動員調整係)から防疫作業従事者リストを受け取った後、県防疫総括班(動員調整係)からの要請を受け、集合場所や時間等の必要事項(別記様式4「防疫作業従事者の方へ」)を防疫作業従事者へ周知する。

c 消毒ポイントにおける動員調整

消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県防疫総括班(動員調整係)と調整する。

(エ) 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

- a 消毒ポイント設営に必要な防疫資材の搬入時間等を現地総務班(総務係)と調整し、地域総務班(消毒ポイント係)に報告する。
- b 県本部調達品の受け取り方法や搬入時間等を県防疫総括班(資材管理係)と調整し、地域総務班(消毒ポイント係)に報告する。

【第3ステージ】

- (ア) 地域対策本部員に患畜または疑似患畜決定について連絡し、地域防疫対応班と協議のうえ状況に応じ本部員会議を開催する。
- (イ) 地域対策本部の防疫作業の進捗状況を県防疫総括班(総務係)および地域防疫対応班へ報告する。
- (ウ) 管轄警察署へ患畜または疑似患畜決定と防疫作業開始を連絡する。必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- (エ) 防疫作業従事者等の動員を引き続き調整する。

【第4ステージ】

- (ア) 地域対策本部の防疫対応の状況を県防疫総括班(総務係)へ報告する。
- (イ) 管轄警察署、市町および消防本部(局)に対し、制限区域が解除されるまでの間、消毒ポイントの改廃等、防疫措置の実施状況等を周知する。
- (ウ) 消毒ポイントにおける動員調整を継続して行う。

イ 消毒ポイント係

- 消毒ポイントの設営および運営の準備

【第2ステージ】

(ア) 消毒ポイントの設営および運営の準備

- a 消毒ポイント候補地に係員を配置し、現地防疫対応班との調整のもと消毒ポイント候補地に必要な防疫資材を受入れ、消毒ポイントの設営および運営の準備を行う(別冊4「消毒ポイントの運営」参照)。
- b 不足する防疫資材について、現地防疫対応班に連絡し、「防疫資材発注簿」(別記様式6)に記録する。
- c 消毒ポイントの準備状況について、地域総務班(総務係)に報告する。
- d デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、消毒ポイントにおける防疫作業の様子を記

録する(報道機関に提供するものも含む)。

【第3～4ステージ】

地域防疫対応班と調整して消毒ポイントの運営を開始し、継続して運営する。

消毒ポイントの資機材の不足品について地域防疫対応班へ報告し、防疫資材発注簿(別記様式6)に記録する。

必要に応じ消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

(2) 地域防疫対応班

- 地域防疫対応の総括
- 消毒ポイントの調整および管理
- 資材等の調達、管理および輸送
- 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

【第2ステージ】

(ア) 地域防疫対応の総括

防疫対応の準備状況を把握し地域総務班(総務係)へ報告する。

(イ) 消毒ポイントの調整、設営および管理

a 県防疫総括班(総務係)と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。

b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫作業実施の許可を得る。

c 許可が得られなかった場合、県防疫総括班(総務係)と新たな候補地を協議し、必要な設置箇所を確保する。

d 許可が得られた消毒ポイントを地域総務班(総務係)および現地防疫対応班(調整係)に報告する。

(ウ) 資材等の調達、管理および輸送

消毒ポイントで必要な防疫資材のうち、協力要請団体支部へ依頼する防疫資材について現地防疫対応班(調整係)に報告する。

その他必要な防疫資材(地域調達品)を調達し、搬入等は地域総務班(消毒ポイント係)と調整する。

県本部調達品および速やかな確保が困難な防疫資材については、県防疫総括班(資材管理係)および県防疫対応班(総務係)と調整する。

発注等に係る会計書類はとりまとめ、県防疫総括班(庶務係)へ送付する。

(エ) 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

県防疫対応班(移動規制係)から小規模飼養者リストを受け取る。市町に小規模飼養者リストに送付するとともに、病性判定後に備えて制限区域内の小規模飼養者の把握と指導事

項の周知を依頼する。(参考資料2「制限区域等内の小規模家きん飼養者への対応」参照)。

【第3～4ステージ】

(ア) 消毒ポイント等の調整および資材調達

- a 消毒ポイントの管理者に対し、患畜または疑似患畜決定および消毒ポイントの運営開始を連絡する。その後、消毒ポイントの運営状況に伴い、管理者等や協力要請団体に対し、消毒ポイントの改廃、運営時間変更、消毒ポイントの業務委託等について周知する。
- b 地域総務班(消毒ポイント係)より、資機材の不足の報告を受けた場合には、速やかに手配・調達する。速やかな確保が困難な資機材については県防疫総括班(資材管理係)および県防疫対応班(総務係)と調整する。

(イ) 小規模飼養者に関する市町との連絡調整

市町からの死亡羽数報告を「小規模家きん飼養者の死亡羽数報告様式」(別記様式17)によりとりまとめ、県防疫対応班(総務係)へ提出する。

(3) 地域保健班

- 人の健康および食の安全に関する情報提供

【第2～第4ステージ】

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を行う。

(4) 地域野鳥対応班

- 野鳥等への対応

【第2～第4ステージ】

県野鳥対応班および市町との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

検査数や結果について、定期的に地域総務班(総務係)に報告する。

発生市町

- 農場周辺における通行制限または遮断箇所の監視
- 消毒ポイント設置への協力
- 住民説明
- 汚染物品処理方法に関する連絡調整
- 家畜等の評価
- 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応
- 野鳥対応への協力

- (ア) 農場周辺における通行制限または遮断箇所の監視(別冊5「通行の制限または遮断」参照)
県および現地対策本部からの要請を受け農場周辺における通行の制限または遮断箇所の監視に職員を派遣する。
- (イ) 消毒ポイント設置への協力
現地防疫対応班(調整係)からの要請を受け、消毒ポイント設置に係る調整を行う。
- (ウ) 現地防疫対応班(調整係)からの要請を受け、発生農場周辺の自治会等と調整のうえ、住民説明会の開催等に協力する。
- (エ) 汚染物品処理方法に関する連絡調整
現地防疫対応班(調整係)からの要請を受け、焼埋却地の確認に職員を派遣するとともに、焼埋却地周辺の住民に対する住民説明会の開催等に協力する。
- (オ) 家畜等の評価
県防疫総括班(総務係)から依頼を受けて、評価人を選定する。評価人は県防疫対応班(評価係)と連絡を取って集合場所や時間等の調整を行い、農場へ立ち入り、県防疫対応班の評価人の指示のもと評価作業を行う。
- (カ) 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応
- a 現地防疫対応班(調整係)から受け取った小規模飼養者リストをもとに、制限区域内の小規模飼養者に対し、疑い事例の発生および制限区域内に該当すること、ならびに患畜または疑似患畜が決定した場合の指導内容について周知する(参考資料2「制限区域等内の小規模家きん飼養者への対応」参照)。
 - b 制限が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ、「小規模家きん飼養者の死亡羽数報告様式」(別記様式17)により現地防疫対応班(調整係)へ提出する。
- (キ) 周辺農場の立入検査
県防疫対応班(移動規制係)から要請があった場合、周辺農場の立入検査へ職員を派遣する等の協力を行う。

(ク) 野鳥への対応

県野鳥対応班、現地野鳥対応班との調整のもと、管轄地域内における野鳥等への対応を行う。

(ケ) 愛玩鳥飼養者等への啓発指導

愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

周辺市町

- 防疫対策への協力
- 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

(ア) 防疫対策への協力

- a 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、消毒ポイント設置に係る調整を行う。
- b 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、焼埋却地の確認に職員を派遣する。
- c 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、発生農場周辺および焼埋却地周辺の自治会等と調整のうえ、住民説明会の開催等に協力する。
- d 県野鳥対応班、現地および地域野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

(イ) 小規模飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、疑い事例の発生および制限区域内に該当すること、ならびに患畜または疑似患畜が決定した場合の指導内容について周知する(参考資料2「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照)

(ウ) 周辺農場の立入検査

県防疫対応班(移動規制係)から要請があった場合、周辺農場の立入検査へ職員を派遣する等の協力を行う。

(エ) 小規模飼養者への対応

- a 現地防疫対応班(調整係)から小規模飼養者リストを受け取り、制限区域内の小規模飼養者に対し、制限区域内に該当すること、および指導内容について周知する(参考資料2「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照)。
- b 制限が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ(別記様式17)、現地防疫対応班(調整係)へ提出する。

(オ) 野鳥への対応

県野鳥対応班、現地または地域野鳥対応班との調整のもと、管轄地域内における野鳥等への対応を行う。

(カ) 愛玩鳥飼養者等への啓発指導

愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

2 県内野鳥等で発生した場合の対応

環境省が指定する確定検査機関において、県内の野鳥など家きん以外の鳥類その他の動物（その死体、糞便等を含む。）から高病原性鳥インフルエンザウイルスまたは低病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された場合、防疫指針第4の7に基づき下記の対応を行う。

(1) 県庁

畜産課は、警戒体制4号の連絡網(P40参照)に基づき幹事会構成員等に連絡するとともに、必要に応じ幹事会および対策会議を開催する。ウイルスの分離状況について情報共有と対応の協議を行い、家保に衛生情報の発信を指示する。

ア 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

(ア) 家きんへの感染防止の観点から必要が認められる場合には、当該鳥類その他の動物（その死体、糞便等を含む。）が確認された場所または当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）を管轄する地域対策会議に対し、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断を行う旨を連絡し、協力を要請する。

(イ) 各地域対策会議に周知するとともに、必要に応じて確認地点から半径3kmに含まれる全ての家きん飼養者に対して、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容について市町を通じて周知するように要請する。確認地点から半径3kmに含まれる教育機関、動物園等の家きん飼養施設については、必要に応じて管轄する課に周知を要請する。

(ウ) 半径3kmに近隣府県が含まれる場合には、当該県の畜産主務課に情報提供する。

イ 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

(ア) 各地域対策会議に周知するとともに、必要に応じて確認地点から半径1kmに含まれる全ての家きん飼養者に対して、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容について市町を通じて周知するよう要請する。緊急の必要がある場合には、確認地点の消毒ならびに通行制限および遮断を行う旨を連絡し、協力を要請する。

(イ) 確認地点から半径1kmに含まれる教育機関、動物園等の家きん飼養施設については、必要に応じて管轄する課に周知を要請する。

(ウ) 半径1kmに近隣府県が含まれる場合には、当該県の畜産主務課に情報提供する。

(2) 家畜保健衛生所

ア 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

(ア) 確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断を行う（山中、住宅密集地域等で確認された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要が認められない場合を除く）。

(イ) 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての家きん飼養農場に速やかに電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異常の有無および飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）を行う。

(ウ) 県内の家きん飼養者、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合および飼料会社等に、発生状況、注意喚起、家きんに対する健康観察の徹底等について家畜衛生情報を発信する。

イ 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

(ア) 確認地点を中心とした半径1km以内の区域にある全ての家きん飼養農場に速やかに電話等による確認(死亡率の増加、産卵率の低下等の異常の有無および飼養衛生管理基準の遵守状況の確認)を行う。

(イ) 県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に発生状況、注意喚起、家きんに対する健康観察の徹底等について家畜衛生情報を発信する。

(ウ) 緊急の必要がある場合には、消毒ならびに通行制限および遮断の措置を講じる。

(3) 各地域対策会議

必要に応じ対策会議を開催し、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の分離状況について情報共有と対応の協議を行い、下記の対応を行う。

ア 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

県庁からの要請に基づき、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断に協力する。必要に応じて確認地点から半径3kmに含まれる小規模家きん飼養者に対する注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の周知について市町に協力を要請する。

イ 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

必要に応じて確認地点から半径1kmに含まれる小規模家きん飼養者に対する注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の周知について市町に協力を要請する。緊急の必要がある場合、県庁からの要請に基づき、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断に協力する。

(4) 市町

ア 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

各地域対策会議からの要請に基づき、確認地点から半径3kmに含まれる小規模家きん飼養者に対し情報提供し、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容を周知する。

イ 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

各地域対策会議からの要請に基づき、確認地点から半径1kmに含まれる小規模家きん飼養者に対し情報提供し、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容を周知する。

3 隣接府県で発生した場合の対応

隣接府県において、家きんで高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生し、制限区域が県内にかかる旨の連絡を受理した場合には、危機対応体制5号の連絡網に基づき幹事会構成員等に連絡し、県庁に県対策本部を設置する(以下、県対策本部設置後の体制)。

(1) 県対策本部

県対策本部長は県対策本部に県防疫総括班、県防疫対応班、県総務調整班、県保健班、県野鳥対応班を設置する。なお、県防疫対応班は家保内に設置する。

ア 県防疫総括班

(ア) 総務係

- a 発生府県、県防疫対応班ならびに該当する地域対策本部と調整し、県内の消毒ポイント設置場所を決定する。設置後は地域対策本部からの消毒ポイント利用状況に関する報告を受け、運営時間や改廃の決定を行う。
- b 制限区域に含まれる家きん飼養者等に関する情報や消毒ポイント運営状況について動物衛生課と関係府県へ報告する。
- c 県対策本部各班および各地域対策本部における防疫措置の実施状況を確認し、必要な調整を行う。
- d 制限区域内の市町や関係団体に対し情報を周知し、必要に応じ防疫措置への協力を依頼する。

(イ) 情報係

- a 県防疫対応班および各地域対策本部からの防疫措置の実施状況等について写真や映像を含めた情報を収集および管理し、本部員会議、幹事会、県ホームページ等に用いる資料としてとりまとめる。
- b 必要に応じ家畜等の移動および搬出の禁止の公示および「家きんの移動禁止指示書」を作成する。

(ウ) 庶務係

- a 防疫措置に係る経費等の確保について財政課と調整する。
- b 物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行い、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。

(エ) 資材管理係

- a 協力要請団体本部へ隣接府県での発生により消毒ポイントの設置が必要なことを連絡し協力要請を行うとともに、各地域対策本部へ協力要請団体支部等との連絡調整を指示する。
- b 消毒ポイントの業務委託を各地域対策本部と調整のうえ、随時実施する。

(オ) 動員調整係

地域対策本部から消毒ポイントの防疫作業従事者に不足が見込まれるとの報告を受けた場合には、必要な防疫作業従事者数を県各部局、地域対策本部に割り振り、防疫作業従事者を確保する。

イ 県防疫対応班

家保内に設置し、総務係、疫学調査係、移動規制係、病性鑑定係を配置して対応を行う。

(ア) 総務係

a 防疫対応班全体の総括

各係に対応を指示し、総括する。

b 家畜防疫員の配備計画の作成

制限区域解除までの家畜防疫員の配備計画を作成し、県防疫総括班、地域総務班総務係および地域防疫対応班に連絡する。

c 県対策本部との調整

各係からの報告等を県対策本部に報告するとともに、必要に応じて班長または係員が県対策本部会議に出席する。

d 情報収集および情報発信

(a) 県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「隣接府県で高病原性鳥インフルエンザ疑い事例発生」の家畜衛生情報を発信する。なお、疑似患畜と決定された時には、「隣接府県で高病原性鳥インフルエンザ発生」の家畜衛生情報を同様に発信する。

(b) 疑い事例発生時の対応

移動制限区域内にある家きん飼養者(中規模以上)に対し、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動・出荷自粛を電話で要請する。

(c) 疑似患畜決定時の対応

移動制限区域内の獣医師等の畜産関係者、飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者および化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設に対して、以下の指導を行う。

i 獣医師等の畜産関係者

- ・ 携行する器具および薬品は、最小限とすること。
- ・ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 消毒または廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ・ 車両の農場の敷地内への乗り入れを自粛すること。
- ・ 移動経路を記録し、保存すること。

ii 飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者

- ・ 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・ 複数の農場を連続して配送または集荷を行わないこと。
- ・ 配送経路を記録し、保存すること。

iii 死亡鳥取扱業者

- ・農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・原則として、農場の出入口で受け渡しを行うこと。
- ・配送経路を記録し、保存すること。

iv 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

- ・車両の消毒を徹底すること。

e 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求の対応

疑似患畜と決定された場合には、県内の制限区域内家きん飼養者からの死亡羽数報告を取りまとめ、県対策本部へ報告する。

(イ) 疫学調査係

a 疫学関連家きんの調査

隣接県の発生農場に関する疫学関連家きんが県内の農場に存在する場合は、当該農場に連絡するとともに、立入検査を実施する(「疫学関連家きん等の調査」)。

なお、立入検査には、県防疫総括班情報係が交付した「家きんの移動禁止指示書」を持参し、当該家きんの移動を家伝法第32条に基づき禁止する。

(ウ) 移動規制係

a 制限区域内の家きん飼養者(中規模以上)への対応

(a) 移動制限区域内の家きん飼養者

疑似患畜と決定された場合には、家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、所有する農場が移動制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導を実施する。また、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動制限を指示し、防疫スケジュールについて説明する。

i 指導内容

- ・家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- ・農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- ・家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス等に効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

ii 発生状況調査(低病原性の場合は制限区域内農場すべてが対象)

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する。

iii 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができることを説明し、そのための立入調査を実施することを通知する(「制限の対象と例外」)。

iv 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求

監視強化区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

- ・同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ・家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。
- ・5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合(家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。) またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

(b) 搬出制限区域内の家きん飼養者

疑似患者と決定された場合には、家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、所有する農場が搬出制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導および防疫スケジュールについて説明する。

i. 制限区域内における制限等

原則として、搬出制限区域から家きん等を搬出することが制限され、移動制限区域内では家きん等の移動が制限されていることを説明する。

制限の対象外に関する事、制限の対象外の協議のためには現場確認等が必要なことを説明する。

ii. 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求および指導

監視強化区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合(移動制限区域内と同様の異常)には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

iii. 発生状況調査(低病原性の場合のみ)

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する。

b 制限の対象外に関する事

移動規制係は、県防疫総括班(総務係)と動物衛生課との協議により、移動の対象外の措置が認められた場合には、関係者に内容を周知するとともに、「家きん等移動申請書」の申請があった場合には、対応を行う。

c 小規模飼養者リストを県防疫総括班(総務係)、地域防疫対応班に送付する。

(エ) 病性鑑定係

a 高病原性鳥インフルエンザ等検査の対応

発生状況調査および清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で実施する病性鑑定全般を実施する。

- b その他病性鑑定等に関する対応
その他病性鑑定等に関する対応が行えるように体制を整える。

ウ 県総務調整班

(ア) 総務係

幹事会構成員に、隣接府県における本病の疑い事例が発生し、制限区域が県内にかかることについて連絡する。

患畜または疑似患畜が決定された場合には、制限区域が解除されるまでの間、防疫措置の進捗状況に応じ県対策本部幹事会および本部員会議を開催する。

(イ) 広報係

患畜または疑似患畜と決定された場合には、隣接府県での発生および消毒ポイントの運営等の対応についてプレスリリースを行い、情報を逐次県ホームページ等に掲載する。

エ 県保健班

(ア) 精神保健係

畜産農家等のこころのケアに関する相談窓口を設置し、相談や問い合わせに対応する。

(イ) 感染対策係

県民からの感染症に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

(ウ) 食の安全係

県内の認定小規模食鳥処理場およびGPセンター等に対し、隣接府県において本病の疑い事例が発生したことを通知し、患畜または疑似患畜が決定された場合における制限の内容および対象外になるための要件について周知する。患畜または疑似患畜決定後は県防疫対応班(総務係)と調整のうえ、相談等の対応を行う(「制限の対象と例外」)。

県民からの相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

オ 県野鳥対応班

国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集、管理するとともに県内における検査状況についてとりまとめる。

野鳥関係施設へ隣接府県における本病の疑い事例発生についての周知を行う。

県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

(2) 地域対策本部

県対策本部長は、まん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域防災危機管理監に対し地域対策本部の設置を指示する。

地域対策本部長は、地域における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域対策本部に地域総務班、地域防疫対応班、地域保健班、地域野鳥対応班を設置する。

ア 地域総務班

(ア) 総務係

a 本部員会議の開催調整

制限区域が県内にかかることについて地域対策本部員に連絡し、移動制限が解除されるまでの間、防疫措置の進捗状況に応じ本部員会議の開催を必要に応じ調整する。

b 県対策本部等との連絡調整

- (a) 地域対策本部の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班総務係および地域防疫対応班へ報告する。
- (b) 管轄警察署、市町に対し消毒ポイントの設置場所、改廃を連絡し、警戒や協力について要請を行う。
- (c) 必要に応じ道路使用許可、道路占用の許可等申請の手続を行う。

c 防疫作業従事者、消毒ポイント等における動員調整

消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は県対策本部と調整する。

(イ) 消毒ポイント係

- a 地域防疫対応班と調整し、消毒ポイント候補地に必要な資機材を受入れ、消毒ポイントを運営する。(別冊4「消毒ポイント」参照)。
- b 消毒ポイントの資機材の不足品について地域防疫対応班へ報告する。
- c 消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

イ 地域防疫対応班

(ア) 消毒ポイント等の調整および資材調達

- a 県対策本部と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。
- b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、消毒ポイントの設置について調整する。
- c 消毒ポイントの設置場所を地域総務班(総務係)に報告する。
- d 協力要請団体支部等へ隣接府県での発生報告と消毒ポイント設置に係る資機材等の協力について要請を行い、必要な資機材を発注する。速やかな確保が困難な資機材については、県防疫総括班と調整する。
- e 地域総務班(消毒ポイント係)と消毒ポイント候補地に必要な資機材の受け入れについて調整する。

- (イ) 小規模飼養者に関すること
 - a 制限区域内の小規模飼養者に対する指導内容の周知について市町と調整する(参考資料2「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照)。
 - b 患畜または疑似患畜決定後は市町からの毎日の小規模飼養者の死亡羽数報告を「小規模家きん飼養者の死亡羽数報告様式」(別記様式17)によりとりまとめ、県防疫総括班へ提出する。

ウ 地域保健班

住民からの人の健康および食の安全に係る相談への対応を行う。

エ 地域野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を行う。

(3) 市町

- ア 制限区域内の小規模飼養者に対し、隣接府県において本病の疑い事例が発生し、制限区域内に該当すること、指導内容について周知する(参考資料2「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照)。患畜または疑似患畜決定後は小規模飼養者に対しその旨を連絡し、制限区域が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ、地域対策本部へ提出する。
- イ 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。
- ウ 県野鳥対応班、地域野鳥対応班との調整のもと、野鳥等への対応を行う。

参考資料

参考資料 1 発生農場の消毒・・・P111

参考資料 2 小規模飼養者への対応・・・P114

発生農場等の消毒

発生農場等の消毒は、簡易検査陽性後の緊急消毒と防疫措置完了前後の消毒に区分して実施する。

1 発生農場の消毒

(1)簡易検査陽性後の緊急消毒

ア 消毒対象および消毒方法

(ア)家きん舎外側(発生家きん舎を優先的に行う)

消毒薬を動力噴霧器で噴霧する。

【使用する消毒薬】

逆性石けん(または複合次亜塩素酸系消毒剤)500倍希釈

(消毒薬200ml+水100L)

(イ)農場敷地

農場入口から家きん舎までの敷地に、消石灰を $0.5\sim 1.0\text{kg}/\text{m}^2$ ($20\sim 40\text{m}^2/20\text{kg}$ 袋)の割合で散布する(汚染リスクの低い場所から高い場所へ向かって消毒を行う)。

住宅街が近い場所では、ブルーシート等で目張りを行い、飛散の少ない方法で行う。

消石灰の散布が望ましくない場所(排水溝、下水等)は、逆性石けん等により消毒を行う。

イ ねずみ等野生動物の駆除、農場外への散逸防止

防疫作業が開始されるまでに、ネズミ等の野生動物により農場外への病原体が拡散することを防ぐため、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等を実施する。

ウ 作業従事者

消毒作業の従事者は、家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地対策本部要員(現地応援隊員を含む)とする。消毒作業は、防疫作業に用いる防護具(別冊1「防護具着脱手順」参照)を身に付けて実施する。

(2)防疫措置完了前後の消毒

- 1回目:防疫措置完了前(汚染物品回収後)の消毒
- 2回目:防疫措置完了から1週間後の消毒
- 3回目:2回目の消毒から1週間後の消毒

ア 消毒対象

- (ア)家きん舎内部および外側
- (イ)患畜等に接触、または接触したおそれのある器具、人の衣服等
- (ウ)農場内その他施設
- (エ)農場敷地
- (オ)防疫作業に使用した重機等

イ 消毒方法

(ア)器具・衣服等

消毒対象物に消毒薬を動力噴霧器で噴霧、あるいは、消毒対象物を消毒薬に浸す。消毒薬は、逆性石けん(または複合次亜塩素酸系消毒剤)を500希釈で使用する。

(イ)家きん舎およびその他施設

内部等の清掃作業が完了してから消毒を行う。動力噴霧器等を用いて、原則として、上から下、すなわち天井、壁面、床面の順で消毒を行う。配電盤など直接消毒液を噴霧できない箇所は、消毒液を浸した紙タオル等でふき取る。なお、家きん舎内を消毒する際は、ブレーカーを落とし、漏電に注意したうえで消毒作業を実施すること。

(ウ)農場敷地

重機等を用いて、家きん舎外、堆肥場等に消石灰を0.5~1.0kg/m²(20~40 m²/20kg袋)の割合で散布する。住宅街が近い場所では、ブルーシート等で目張りを行い、飛散の少ない方法で行うこと。消石灰の散布が望ましくない場所(排水溝、下水等)は、逆性石けん等により消毒を行う。

(エ)重機等

逆性石けん等で洗浄・消毒する。座席やハンドル、ペダルなどはアルコール等で消毒を行う。

ウ ねずみ等野生動物の駆除、農場外への散逸防止

と殺の終了後、畜舎の清掃および消毒を実施する際には、防疫措置開始前と同様に

粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等を実施する。

エ 作業従事者

- ・ 防疫措置完了前の消毒作業(1回目)の従事者は、動員された防疫作業従事者とし、家畜防疫員の指示により作業を行う。
- ・ 2回目、3回目の1週間間隔での消毒作業の従事者は、原則として、家畜防疫員および現地対策本部要員とする。
- ・ 消毒作業は、防疫作業に用いる防護具(別冊1「防護具着脱手順」参照)を着用して実施する。

2 発生農場の周囲1km 以内の区域に位置する農場

発生農場の周囲1km 以内の区域に位置する農場の外縁部および畜舎周囲への消石灰の散布を行う(発生状況調査の対象農場に限る)。

3 消毒薬の使用方法

消石灰	0.5~1.0kg/m ² (20~40m ² /20kg袋)
逆性石けん (または複合次亜塩素酸系消毒剤)	500倍希釈 (消毒薬200ml+水100L)

4 参考資料



【ローリータンク等運搬方法】

農場所所有のフォークリフトが使用可能な場合は、農場内でのローリータンクの運搬に有効。

制限区域等内の小規模家きん飼養者への対応

- ・発生農場を中心として設定する以下の制限区域等内の家きん飼養者に対し、家きん等の移動や搬出の制限および死亡羽数等の報告徴求を行う。
 - ①移動制限区域:半径3km(低病原性の場合は1km)以内の区域
(認定小規模食鳥処理施設で発生した場合は、半径1km以内)
 - ②搬出制限区域:半径10km(低病原性の場合は5km)以内の区域
 - ③監視強化区域:移動制限区域および搬出制限区域の制限解除の後、監視強化を行う
 - ①および②と同一の区域
- ・市町は、制限区域等内の小規模家きん飼養者に対し、「参考資料2別紙 小規模家きんを飼養しているみなさまへ」により周知する。
- ・「小規模家きん飼養者の死亡羽数報告様式」(様式17)により毎日 12 時まで、飼養者からの当日の死亡羽数等の報告を受け取り、同日14時まで現地および地域対策本部へ報告する。

参考

1 移動制限区域内の家きん飼養者

家きん卵、家きんおよび排泄物等の移動を禁止する。

(1)制限区域内における制限等

原則として、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動を禁止する。

(2)指導内容

ア 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。

イ 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。

ウ 家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。

エ 家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等に効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

(3)制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば動物衛生課との協議のうえ、制限の対象外とすることができる。

(4)異常時の通報、家伝法第52条に基づく死亡羽数等報告徴求

監視強化区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告する。また、毎日、当日の死亡羽数等を報告する。

ア 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理の

ための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

イ 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。

ウ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合(家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く)。またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

2 搬出制限区域内の家きん飼養者

(1) 制限区域内における制限等

原則として、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の搬出制限区域からの搬出を禁止する。

(2) 制限の対象外に関すること

制限については条件を満たせば動物衛生課との協議のうえ、制限の対象外とすることができる。

(3) 異常時の通報、家伝法第52条に基づく死亡羽数等報告徴求

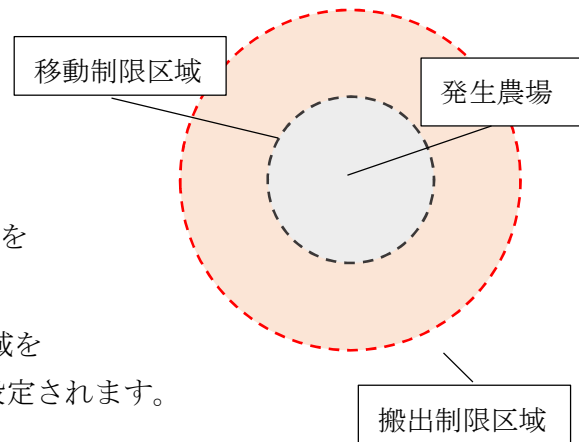
監視強化区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合(移動制限区域内と同様の異常)には、直ちにその旨を報告する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告する。

**小規模家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）
を飼養されているみなさまへ**

近隣で鳥インフルエンザが発生したら！

◆発生農場を中心として

- 半径 3km(低病原性の場合は 1 km) 以内の区域を
移動制限区域（家きん等の移動を禁止）
- 半径 10km(低病原性の場合は 5 km) 以内の区域を
搬出制限区域（家きん等の搬出を禁止）と設定されます。



◆移動制限区域内に入ったら

- (1) 飼養されている家きんや、その卵、および排せつ物等の移動はしないでください。
- (2) 飼養されている家きん舎(鳥小屋・ケージなど)へ部外者を近づけないでください。
- (3) 家きん舎の出入口や周辺、飼養されている敷地の外縁部について、消石灰等を
散布(0.5~1.0kg/m²)して消毒してください。
- (4) 家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等に効果のある
消毒薬(逆性せっけんを1000倍希釈するなど)を用いて消毒してください。
- (5) 毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を
報告してください。
 - (ア) 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去3週間における
平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。
 - (イ) 家きんに鶏冠(トサカ)、肉垂(鳥の顎や頬のあたりが垂れ下がる肉質の塊)等
のチアノーゼ(皮膚や粘膜が青黒くなること)、元気消失、産卵しなくなるな
の症状が認められる。
 - (ウ) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡していたり、うずくまっていることを
発見した場合。
- (6) 毎日、当日の死亡羽数を報告してください(移動制限区域の解除の日まで)。

◆搬出制限区域内に入ったら

- (1)飼養されている家きんやその卵、および排せつ物等を搬出制限区域から外に運びださないでください。
- (2)移動制限区域内での対応と同様に、毎日の健康観察を徹底と、異常を発見した場合の報告を直ちに行ってください。
- (3)毎日、当日の死亡羽数を報告してください(搬出制限区域の解除の日まで)。

- ◆移動制限区域は、発生農場の防疫措置(殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、家きん舎等の消毒)完了後、周辺農場の清浄性確認検査によりウイルスの存在が否定され、21日経過すると解除されます。
- ◆搬出制限区域は、発生農場の防疫措置完了後、周辺農場の清浄性確認検査によりウイルスの存在が否定されると解除されます。

- ☆ 農場と家きん舎の消毒を行ってください
- ☆ ウイルス侵入防止対策の徹底をお願いします

農場消毒イメージ
鶏舎周囲等を消石灰(斜線)

鶏舎内は消毒薬

